

令和7年第5回白石町議会定例会会議録

会議月日 令和7年12月8日（第4日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	溝上 広行	9番	定松 弘介
2番	南里 隆司	10番	前田 弘次郎
3番	田島 隆一	11番	吉岡 英允
4番	吉岡 正博	12番	草場 祥則
5番	岸川 信義	13番	片渕 栄二郎
6番	友田 香将雄	14番	西山 清則
7番	重富 邦夫	15番	溝上 良夫
8番	中村 秀子	16番	内野 さよ子

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	田島 健一	副町長	百武 和義
教育長	下平 博明	総務課長	谷崎 孝則
企画財政課長	大串 恭隆	総合戦略課長	山口 裕一
税務課長	出雲 誠	住民課長	永尾 宗紹
保健福祉課課長補佐	吉村 克子	長寿社会課長	小野 勉
生活環境課長	川崎 美津夫	農業振興課長	吉村 浩
商工観光課課長補佐	永石 健一	農村整備課長	吉村 大樹
建設課長	鶴田 浩紀	会計管理者	久原 美穂
学校教育課長	久原 正好	主任指導主事	鶴田 智樹
新しい学校づくり課長	永石 敏	生涯学習課長	矢川 靖章
農業委員会事務局長	石田 善人		

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	中原 賢一
課長補佐	片渕 英昭
議事係書記	草場 雅子

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

10番	前田 弘次郎	11番	吉岡 英允
-----	--------	-----	-------

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

1. 中村秀子議員

1. ごみのリサイクルと処分について
2. いじめ・問題行動対策について

2. 田島隆一議員

1. 災害への備え、本当に足りているか
2. デジタル化で本当に暮らしやすくなったか、暮らしやすくなるのか

3. 前田弘次郎議員

1. 観光協会について
2. 学校再編後の跡地（施設）の利活用について
3. 町内の山林対策について

4. 溝上広行議員

1. 広報戦略推進事業について
2. 地域活性化の考え方と道の駅しろいし運営の現状評価について

9時30分 開議

○内野さよ子議長

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1

○内野さよ子議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、前田弘次郎議員、吉岡英允議員の両名を指名します。

日程第2

○内野さよ子議長

日程第2、これより一般質問を行います。

本日の通告者は4名です。
順次発言を許します。中村秀子議員。

○中村秀子議員

議長の許可がありましたので、一般質問をさせていただきます。

昨日は白石町教育の日であり、いろんな勉強をさせていただきました。また、ゆうあい館においては人権に係る集会等がありまして、そのどれもが私たちの生活が安全で安心でよりよいものにするための啓発、そういうふうなことであろうかと思っております。私たちがよりよい社会を築くためにどうしたらいいのかということを考えながら生活していかなければならないと思っております。

今回は、ごみのリサイクルと処分についてというテーマでまず質問をさせていただきます。

今年の夏もとても暑くて、35度以上の猛暑日が当たり前でした。熱中症の警戒アラートは連日であり、命に関わる問題となっています。また、温暖化の影響は農作物の生産にも影響し、もちろん海産物も影響を受けております。高温に強い品種ひなたまるの創出やノリの種つけを遅らせたり、様々な対策が取られています。また、報道では、死んだウミガメの腹からプラスチックが発見されたり、マイクロプラスチックがウミガメの消化器官を詰まらせたりして死に至っていると報道されています。このプラスチックは、紫外線により粉々になる性質があります。このように、温暖化の影響は私たちの生活と生命を脅かしております。もはや循環型社会の構築や地球環境保全は、我が国だけではなく、人類最大の課題となっています。かけがえのない地球環境を子どもたちに、さらにその先の未来まで健やかなまま引き継ぐことは、今を生きる私たち大人の使命であると思っております。今私たちにできることをしっかりと実践していくことは、将来に向けての責務であります。

そこで、今回は今取り組むべきごみのリサイクルと処分について質問します。

まず、現在本町で排出されている燃えるごみと資源ごみの状況について、資料を請求しておりますので、説明をお願いいたします。

○川崎美津夫生活環境課長

燃えるごみと資源ごみの排出量、ごみ処理費用については、中村議員から過去5年分の資料請求があつておりましたので、資料に基づいてお答えいたします。

まず、さが西部クリーンセンターで処理をしているごみの処理量ですが、燃えるごみについては、令和2年度は4,618トン、その後は徐々に減少し、令和6年度は4,115トンとなり、4年間で500トンほど減っております。減少している要因といたしましては、人口減によるものもありますが、広報や出前講座などを通じ、町民のごみ減量への意識向上が図られ、1人当たりのごみ排出量が減ったことも大きく寄与をしていると考えております。この減少傾向は、本町だけではなく、さが西部クリーンセンターで処理をしている他市町も同様の傾向となっております。

次に、右側の資源ごみの排出量ですが、本町で資源ごみとして分別収集をしているごみの種類は、缶、瓶、ペットボトル、古紙、古布、乾電池、蛍光管、剪定枝葉で、

再資源化処理を行っております。この全体処理量は、令和2年度は470トン、その後は年々減少をしておりますが、令和6年度は若干増加し、368トンとなっております。

以上です。

○中村秀子議員

ありがとうございます。

燃えるごみが非常に減っているということなんですけれども、何か施策として行われてきたかということ伺いたと思います。私たちが視察に行った市では、200個分のごみ袋を調査をしてみたら生ごみが非常に多かったと、その生ごみ専用の袋を作ってそれで出したら、それにばんばんに入れるためにかなり圧縮して乾燥させて出すとかというふうな工夫をされて激減したと、今まで水を燃やしていたというような言葉が出てきました。本町は非常に土地もありますし、堆肥化だとかいろんなことがされていると思いますけれども、本町でも生ごみの処理方法について工夫されていたり、減ったなどと思われる実感だとか、そういうことはございますか。

○川崎美津夫生活環境課長

家庭から出る生ごみの処理については、ごみ処理の補助を行っております、それについて購入者はあっております。ただ、具体的にそのほかにどういった施策をしているかということは今思い浮かばないんですが、出前講座等では、ごみを出すときには水をちゃんと切ってできるだけ水分をなくして出してくださいといった、そういったふうな講座は開いております。

以上です。

○中村秀子議員

本町ではコンポストだとか、ほかの県のところではキューロとかといってコンポストに似たような、そういうものを無料で配布して、各家庭で生ごみをなくす努力をしてもらっているというようなことも出ておりましたので、生ごみは土に返せば堆肥になるというようなことをもっと積極的に伝えていく必要があるのではないかと考えております。

次に、それに関わる費用の状況について説明していただきたいと思います。資源ごみのリサイクルについては、そのリサイクル状況を説明してください。よろしく願います。

○川崎美津夫生活環境課長

ごみの処理に係る主な費用は、ごみステーション等の収集所から処理施設までの収集運搬費と処理施設での処理経費ですので、その費用について資料に沿ってお答えをいたします。

まず、さが西部クリーンセンターに搬入している燃えるごみ、燃えないごみ、粗大ごみの収集運搬費と処理費用ですが、令和2年度は2億656万円でしたが、令和6年

度には2億6,395万7,000円となっており、燃料費や人件費などの高騰により、4年間で5,740万円ほど増加をしております。

次に、先ほど収集品目を説明した資源ごみの処理費用ですが、収集運搬費については増加傾向で、処理費用は横ばい、または微減傾向です。両方を合わせた費用で申しますと、年度によって多少の増減はありますが、ここ数年は1,500万円前後で推移をしております。資源ごみの再資源化処理費は重量による単価契約を結んでおり、処理に係る単価は上がってきておりますが、処理量が減っているため、全体としては横ばい状態となっております。

リサイクルの状況について幾つか挙げますと、例えば缶はスチール缶とアルミ缶に分別、圧縮後、鉄製品とアルミ製品に再生されております。瓶については、無色、茶色、その他の色の瓶に分別後、無色、茶色の瓶は再度瓶製品に、その他の色の瓶は住宅用断熱材のグラスウールや防犯砂利などに再生をされております。また、ペットボトルはペレットと呼ばれる細かい粒状に加工され、ペットボトルやクリアファイル、卵パックなどに再生されるほか、化学繊維に加工され、カーペットや作業着などに再生をされております。

以上です。

○中村秀子議員

資源ごみの収集については合計1,500万円ぐらにかかっているということですがけれども、これは資源ごみですので、有価として収益もあるわけですね。収益が幾らであり、その収益についてはどのようにされているのかお伺いしたいと思います。

○川崎美津夫生活環境課長

先ほど申しました資源ごみとして売却をしております。具体的には、令和6年度が古紙、古布、缶を売却して290万円ほど収入として上がっております。また、古紙、古布の収入の一部は、各地区のほうに報償費として47万円ほど支払いをしております。以上です。

○中村秀子議員

1997年、平成9年に施行された容器包装リサイクル法について、これは消費者と自治体と業者が役割分担をしながらリサイクルをするというものですが、その法令が施行されたときには、町の施策として実施されたわけですね。それから25年以上経過しておりますが、現在の状況についてどのようになっているのかお知らせください。

○川崎美津夫生活環境課長

容器包装リサイクル法は、家庭から排出されるごみ重量の約2割、容積で約6割を占めると言われる商品の容器や包装に使われた廃棄物、いわゆる容器包装廃棄物をリサイクルし、廃棄物の減量化、資源の有効利用を図る目的で定められました。

このリサイクル法の特徴は、従来は市町村だけが全面的に責任を担っていた容器包装廃棄物の処理について、消費者は分別して排出、市町村は分別収集、事業者は再商

品化するという役割分担を決め、3者が一体となって容器包装廃棄物の削減に取り組むことを規定したものです。この法で分別収集の対象となる容器包装は、アルミ缶、スチール缶、ガラス瓶、ペットボトル、紙製容器包装、紙パック、段ボール、プラスチック製容器包装の8品目です。

現在本町では、分別収集計画に基づきまして、缶、瓶、ペットボトルについては指定ごみ袋で収集し、紙製容器包装、紙パック、段ボールは古紙として毎月1回回収をしております。プラスチック容器包装については、福富地域では合併前から分別収集をしており、合併後の平成18年10月からは町全体で廃プラ容器包装の指定袋による分別収集を開始しましたが、平成28年度からはさが西部クリーンセンターの稼働に合わせ、燃えるごみとしてサーマルリサイクルに処理方式を切り替えております。

以上です。

○中村秀子議員

白石町でも当時、プラスチックごみ包装容器は分別収集しておりました。本当に面倒くさかったんですよ。洗って出して全部剥がしてというようなことで、面倒くさくなった。でも、やらなければいけないんだなということによっておりましたけれども、いきなりもうせんでよかよということになりました。何でかなと思いつつながら、私たちは当時そんな意識もなかったもので、よかったと思ったようなところでしたけれども、生活しているうちに、ごみの半分は包装容器プラスチックなんですよ。それで、今回視察に行って業者のほうから言われてみると、プラの四角いマークがどんな小さな包装容器にも紙にもプラスチックにも必ずついているというのを発見しまして、そのプラスチックでもポリエチレン、ポリプロピレン、ポリ何ちゃらという3種類があるんだなということをお勉強したり、そういう過程を見ると、本当に先ほど冒頭に申し上げましたように、私たちは今は大丈夫だけれども将来に向かっては分別していかなければいけないと、そういうふうな再資源化をしていく義務があるんじゃないかなと思つてるところですけれども、先ほどちょっと触れられましたけれども、本町でプラごみの収集をしなくなった、せつかくしていたのにやめた理由について、経緯について、説明をお願いいたします。

○川崎美津夫生活環境課長

先ほど少し説明をいたしました。プラスチックのリサイクルは、さが西部クリーンセンターの稼働に合わせ、処理方式を転換しております。リサイクルの方法には、大きく分けて次の3つの方法があります。1つ目は廃棄物を新しい製品の原材料として利用するマテリアルリサイクル、2つ目は廃棄物を科学的に分解し新たな物質を創り出すケミカルリサイクル、3つ目は廃棄物を焼却する際に発生する熱エネルギーで発電を行い電気エネルギーを創出するサーマルリサイクルです。平成27年度までは、廃プラ容器包装のリサイクル処理を民間の中間処理施設に分別、圧縮、梱包を委託し、その梱包物の再資源化処理先を公益財団法人日本容器包装リサイクル協会にお願いをしておりましたが、平成28年度からは、さが西部クリーンセンターでのサーマルリサイクルが可能となったため、町民の皆さんには燃えるごみとして排出をいただくよう

切り替えております。これにより、町民の分別、排出に対する負担軽減、収集運搬費、異物除去、圧縮、梱包の中間処理費が削減できるだけでなく、事業一連で発生していたCO₂の削減効果も見込まれ、脱炭素社会の形成に寄与できていると考えられます。以上です。

○中村秀子議員

平成28年当時、クリーンセンターができたけんが、もう燃やしてよかよって、よかったねって、町民も行政も判断したわけですよ。そこで、討議、討論というか、こうしますよという提案はなかったか。私はここにはいなかったんで、あったのでしょうか。そこら辺は非常に疑問に思っております。こういう大事な将来にわたる議論については、勝手に決めないでいただきたかったなというふうに思っております。

今は、環境は大きく変わり、法律も整備されております。私たちも文教厚生常任委員会で訪問した隣の町では、当日説明をしていただいた町長自らが先頭に立って行政をリードし、当時のプラスチックの分別収集をされて、うちはやめたんですけども、隣の町では現在でも継続して分別収集されております。町民の皆さんにお話を伺うと、もう当たり前のことになったと言われております。月2回、ある地区の新宿という、何かそういう部落に伺ったんですけれども、昨年度は12トンだったプラスチックごみは今年は16トンに増えてますと、それだけプラスチックの製品が増えたかと思えますけれども、住民の意識も変わってきて、プラごみの再生は増えているというようなおっしゃり方で、そして洗うたりなんたりせんばらんと、せからしかでしようって聞くと、慣れましたと、当たり前になりましたとおっしゃったんですよ。

考えてみれば、私たちがペットボトルを資源ごみとして出すときに、最初キャップを取ってパッケージを剥いですすいで出すというのは面倒くさいと思ってたんですけど、今では当たりの作業になっております。集積所に行っても、みんなきれいなペットボトルの状態になして出してあります。やっぱりずっと継続して習慣化するということは大事なんじゃないかなと思うんですよ。当時、私たち白石町がせっかく制度として始めたプラスチックの分別収集をやめて、燃やしてしまえとなったのは非常に残念な点だったと思うんですけれども、先日隣の町が契約している廃プラスチック処理をしている熊本の事業所に伺いました。各自治体から集められたプラスチック包装容器の。

その前に、令和4年、2022年に施行されたプラスチック資源循環促進法というのができましたよね。だから、私たちもそうしなければ、時代は変わっているという認識を持たなければいけないと思うんです。説明が前後したかもしれませんが、プラスチック資源循環促進法について、その趣旨と内容について、説明をお願いいたします。

○川崎美津夫生活環境課長

プラスチックは、我々の生活に利便性と恩恵をもたらしている一方、世界全体で年間数百万トンを超えるプラスチックごみが海洋に流出していると推計され、地球規模での環境汚染が懸念をされております。日本ではこのような問題への対応とさらなる資源の循環を促進するため、プラスチック資源循環促進法が施行され、自治体に取り

組みの努力義務が課せられました。このプラスチック資源循環促進法では、市町村の努力義務だけではなく、削減対策が義務化をされているスプーンやストロー、使い捨て歯ブラシ、ハンガーなどの12品目については、製造業者やその製品を提供するコンビニやスーパー、ホテル、クリーニング店などにも有料化や代替素材への転換が求められております。また、国民自身にも使えるものは長く使い、安易に買換えをしないようなプラスチックの排出抑制が求められておりますので、町ではこの法律の趣旨を広報等でお知らせし、ごみ減量化と地球環境への負荷をできるだけ低減した脱炭素社会、循環型社会を推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○中村秀子議員

町の方針も大体分かりました。そのような法律ができたんだから、そのような方向で行くのだからというような姿勢は高く評価したいと思います。

以前にも、この問題については一般質問をいたしました。当時の課長は、サーマルリサイクルをやっていますから大丈夫ですよという答弁が何回も、2回かな、繰り返されたんですけども、もうそういう時代ではないということをしつかりと認識しなければいけないと思っております。

先ほど申しましたけれども、その事業所では、プラスチック容器の塊が粉碎、洗浄、選別、圧縮を経て、リサイクル原料商品に生まれ変わって、ペレットという小さな粒みたいなものに生まれ変わっております。本町で廃プラスチックを回収することについてどのようにお考えでしょうか、見解をお願いいたします。

○川崎美津夫生活環境課長

プラスチック廃材の再利用について、近隣市町の取り組みや熊本県の民間処理施設の視察状況をお伺いいたしましたが、私のほうからはさが西部クリーンセンターでの再資源化処理状況を説明させていただきます。さが西部クリーンセンターの焼却施設は、燃えないごみや粗大ごみも細かく砕いて、最大1,800度という高温で燃えるごみと一緒に溶かし、その溶かしたものは無害化処理したスラグとメタルに再生をしております。最終処分場で埋立処分せざるを得ないものは溶融炉内に舞い上がった灰、飛灰だけとなり、この飛灰の量は搬入されたごみの約3%の重量に相当いたします。つまり、クリーンセンターに搬入されたごみの約97%は再資源化処理している状況であり、また令和6年度の売電収入とメタル、スラグなどの有価物の売却収益は、全体で1億3,600万円ほどとなっております。なお、廃プラスチックの焼却による発熱量は、紙ごみの2倍から3倍、石炭や石油などに匹敵する発熱量を生み出します。このため、廃プラスチックは燃料効率を上げる重油などのように補助燃材としての役割を果たしているということも御理解いただきたいと思います。

以上です。

○中村秀子議員

その答弁、何回も聞きました。同じことを、まさにそういうことを言われたんです

よ。でも、状況は、環境は変わっているということを認識しなければいけないんじゃないんでしょうか。新しい法律ができて、何で法律がこのように変わったのか、変わっていかなければいけなかったのか、そしたら本町はどう取り組みをしなければいけなかったのか、旧態依然としたままで本当にいいのか、そういうところはしっかりと取り組んでいかなければいけないんじゃないんでしょうか。

鳥栖市では、現在1箇所、真木町に新しいごみの収集センターができてるんですけど、各家庭から出る廃プラスチックの集積を、この前の9月議会の一般答弁で部長さんがおっしゃってたんですけども、令和8年度から各集積所で収集——週2回っておっしゃったかな——するというような答弁をなさっていました。また、佐賀市でも、私たちが訪問した事業所と来年度から契約を結んだということです。また、福岡市でも、令和9年2月からプラスチックについて分別収集するということです。福岡市の分析ですけども、これにより焼却時と比べて二酸化炭素の排出量を約50%削減し、燃えるごみを1割軽減できるというような情報の下で、そういうふうな決断に至りました。

非常に福岡市だとか佐賀市だとか大きな市町が、大変お金もかかることだし大変なことだと思うんですけども、将来の地球環境、私たちが住む環境をどうすればいいのかという視点に立ったときに、英断を下されたと思うんですよ。私たちもすぐにどうするという事はそんなに難しいことなんでしょうか。以前、スタート時点から少しずつ啓発していきながら、自分の便利さだとかそれを抜きにして、将来のために地球環境、いろんな環境、こが暑か暑かって言うて死者も出るような温暖化になったり、海ではノリができないような環境になしているという現実をもっと見詰めて、できることから進めていかなければいけないんじゃないかなというふうに思っております。

プラスチックごみは今大きな課題です。小さなことの積み重ねと住民の意識の醸成が大切であります。そのための行政の役割は、制度やルールの整備、回収中間処理のインフラの構築、町民や事業者への啓発、適正処理の監視とデータの活用、再生利用までを含めた循環の仕組みづくりなどをやらなければなりませんけれども、持続可能な社会実現のため、町としてどうすればいいのか、どのように考えているのか、答弁をお願いしたいと思います。

○川崎美津夫生活環境課長

プラスチックごみは、先ほども答弁したとおり、海洋プラスチック問題として世界的にも大きな課題となっております。令和4年度に施行されたプラスチック資源循環促進法の趣旨に基づき、国内で製品プラスチックの分別収集を開始する自治体は、年々増加をしております。最近の環境省の調査によりますと、国内で分別収集された廃プラスチックの量が資源化処理を行う施設の処理能力を上回っているとの推計もあるようです。廃棄物処理法では、一般廃棄物の処理は発生した地域内での処理が原則となっており、地域外の施設に処理を委託する場合は、その施設にある自治体と事前協議を行う必要があります。国内の自治体によっては、廃プラスチックを分別収集しても資源化処理できる施設が近くになく、遠方への運搬経費が負担となっているケース

もあるようです。

本町のごみの適正処理とリサイクル方法については、限られた財政状況の中でどのような処理方法がベターなのか、町民の皆様の御負担等も検討した結果、現時点では、さが西部クリーンセンターの稼働期間中は現行の処理方針が最も有効だと判断しております。しかしながら、県内市町の状況や社会情勢の変化などを注視しながら、必要と判断した際には柔軟な対応で検討し、持続可能な社会の実現を目指してまいりたいと思っております。

以上です。

○中村秀子議員

非常に不満な答弁なんですけれども、今までどおりでよかというような話ですね、一括すると。本当にそれでいいんですか。暑か暑か、冬はちょっと寒くない、海の汚れよる、不平不満ばかり言うんじゃないで、何ができるのか、どうしなければいけないのかという視点に行政は立たなければいけないんじゃないんでしょうか。

私たちが訪問した事業所でも、集荷量が多くなっていますよと、後から契約される場所は契約できないかもしれませんし、事業所を増築する、ほかのところにも建てるような計画もされておりました。今ある伊万里の焼却場がある限りって、何十年もあるでしょうもん。そのままでいいんですか、町長、どういうふうなお考え、少しずつでも検討したりするよう、伊万里のクリーンセンターの続く限り、そこでプラスチックごみを燃やし続けるという姿勢が違う方法に変わらなくていいんでしょうか。少しでも検討をしていったり、意見を集約したりする方向に進めるべきではないかと思うんですけど、町長のお考えをお聞かせください。

○田島健一町長

プラスチックごみは、今本当に大きな課題だというふうに思っております。これまで生活環境課長が答弁を差し上げてるわけでございますけども、私どもがごみを持っていったさが西部センターは、平成28年から稼働をしているということで、約10年間ぐらい動いてるところでございます。このセンターを造るに当たっても、関係の私たちも相当な財政支援をしてるわけございまして、これについては市町ごとで分別の話もありますけれども、これについては今の処理がサーマルリサイクルに変わるといってもありますけれども、今議員から言われたようにこれでいいのかというのは、もう一度私たちが立ち止まって考えなければいけないんじゃないかなというふうに思います。それがすぐに1年、2年でそうなるのかどうか分かりませんが、県内、また国内の状況等々も踏まえながら、また検討して、国のほうにもいろいろと注文といいますか、要請もしていかなければいけないこともあるんじゃないかなというふうに思います。そういうことで、現時点においては、検討を始めることもやぶさかではないというふうに思っております。

以上でございます。

○中村秀子議員

時間をかけていい方向に、私たち行政も議員もどうすればいい生活になるのかということは、本当に命題中の命題ですので、考えていければと思っております。

次、2項目め、いじめ及び問題行動について質問いたします。

10月30日付の読売新聞の報道によると、全国いじめの件数が過去最大の7,067件に上り、県内でも小学校で4,523件、中学校で2,080件、高校で428件、それぞれ小学校263、中学校311、高校60件の増加であります。いじめは犯罪であり、人権侵害であります。いじめによって生活が破壊され、家族にとっても大変な問題であります。昨年の6月議会において、この問題については質問をしております。また1年後にどのようになっているのか質問をしますと通告しておりましたので、質問をいたします。

本町における小・中学校のいじめの件数について、説明をお願いします。

○鶴田智樹主任指導主事

失礼します。

直近3年間の件数については、請求資料にお示ししているとおりでございます。現在のところ、今年度も、昨年度と同程度の認知件数になる見込みでございます。現状学校は、平成25年に制定されましたいじめ防止対策推進法の見じめの定義に基づいて、積極的ないじめの認知を行っています。ですので、昨今いじめの認知件数が増えているというのは、そういったところも関係しているのかなと思っておりますが、いずれにしても最も危惧すべきことは、この数字から漏れている児童・生徒がいないのか、あるいは学校がいじめを見逃していないかということだと考えております。ですから、引き続き学校がいじめに対する感度を常に高く持って、子どもたちのSOSを見逃さないような体制づくりを指導してまいりたいと思っております。

以上です。

○中村秀子議員

認知件数の報告ありがとうございます。

令和5年度、小学校49、令和6年度80、激増ですね。それで、7年度60、ちょっと落ち着いたって。本当の数字やろうかと思うくらい、この統計的な数字というのに、こがん変わるもんやろうかというふうな感覚で思っております。中学校20、令和6年度24、令和7年度18、こんなもんかなというような、感覚的なものですがけれども、思っております。

いじめについては、先ほどおっしゃったように見えない部分をどう見抜く力があるかという、教員とか職員の資質が問われている問題でございます。先生たちの感度をよくして、いじめとかというような兆候を見逃さないというようなことが、数字に表れない努力のところではないかなというふうに思っております。

また、もう一件、問題行動についてです。

非常に問題行動については、町民の皆さんからいろいろ意見を伺ったり、状況をこがんやったよと報告を伺ったりする機会が多くて質問してるんですけども、学校生活の中で自分の意見がきちんと言えたり安心して勉学に向かえたりするには、一定の校内での平和な秩序が保たれなければなりません。いじめられたり高圧的な態度を

されると、もう言えない、何も人は言葉を発せません。児童・生徒の問題行動について、説明をお願いします。

○鶴田智樹主任指導主事

直近3年間の問題行動を起こした児童・生徒の人数、これは延べ人数でございますが、資料請求にお示ししているとおりでございます。なお、この数字には、いわゆる特別支援学級在籍児童・生徒が起こした事案については除いています。

というのは、小学校では、今特性を持つお子さんが、気持ちをコントロールできなくて暴力を振るってしまったり、先生方に何か暴言を吐いてしまったりするケースが増えているというところがございます。中学校におきましては、特定の生徒が教師への暴言を繰り返すケース、これが目立っているところです。

以上です。

○中村秀子議員

表を見ておられます、町民の皆さんが感じていらっしゃるように、どがんなっとつという意見、情報が寄せられるのが、この数字かなというふうに思っております。令和7年度、今年度、まだ10月までなんですけれども、あと数箇月残してるんですが、それでも昨年1件1人だったのが28件30人と、これは一体何やろかって思うくらいなんですけれども、その28件30人の具体的な内容について把握されてるでしょうか。

○鶴田智樹主任指導主事

失礼いたします。

ちょっと申し上げますと、生徒間暴力、子ども同士のたたいたりとか蹴ったりという件、ちょっと件数については、きちっと計算できてないので。あと、一番多いのが教師への暴言、これが一番多くございます。そして、こここのところが一番繰り返し特定の生徒が行っている部分でございます。あとは、金銭トラブルであったり、家出があったり、喫煙があったりしておりますが、ほぼほぼ教師への暴言、ここが一番多い数となっております。

以上です。

○中村秀子議員

28件30人、白石中学校だけですよ、中学校だから。30人というのは延べ人数ですか。

○鶴田智樹主任指導主事

はい、延べ人数になっております。いわゆる暴力行為については生徒の特定ができるんですけども、ほかの問題行動というのは数字でしか上がってきておりませんので、調べたところちょっと確認ができておりません。

以上です。

○中村秀子議員

延べ人数が実人数というのは、町民の皆さんは30人というたら、びっくりされると思うんですよね。それで、これが実人数は数人の人たちがということであれば、少しは安心されるんじゃないかなと思うんで、その実人数がどうなのだろうかというようなことが非常に問題になるんで、暴言だとか生徒間暴力だとか、これはいじめなんですよね、多分。何か見方によっては、いじめ、対等な力があればけんかというんでしょうかね。対暴力、力の差があればいじめとかそういうふうな言葉の定義で示される非常に微妙な問題だと思うんですけれども、その実人数かどうかということと、次に行きますけれども、現在いじめの早期発見及び発生後の対応をどのようにされているのか、また学校のいじめ対策基本方針というのを各学校つくると思うんですけれども、それがどのように生かされて、どのように実践されて、私に関わったものでこういうのがありますから、これを学校に持っていったらどうでしょうかねとしたんですけれども、こんなものがあるんですかというような感覚でした。対策基本方針がどのように反映されているのか、説明をお願いします。

○鶴田智樹主任指導主事

失礼します。

その前の延べ人数、実人数のところではいいますと、若干名です。問題行動を、特に暴言を繰り返しているお子さん方というのは、もう二、三名、そのぐらいの数だと捉えていただいたらよいかと思います。

それで、御質問ですけれども、まずいじめの早期発見についてでございますが、先ほどから議員御指摘のとおり、まず教師の観察、見取り、ここがアンテナの部分、感度の部分だと思います。そういったものに加えて、生活アンケートの実施など、要は主観と客観によっていじめを確知するようにしております。そのアンケートのうち、年2回は県教委の示す標準様式により、児童・生徒だけではなくて、保護者を対象にした生活アンケートが実施されているところです。加えて、全ての児童・生徒を対象にした教育相談週間等を設け、子どものSOSを見逃さないようにしているところでございます。

いじめ発生後の対応についてでございますが、確知後は速やかに、当然本人や関係者から聞き取り、事実確認を行っております。そして、その確認された事実に基づいて、被害児童・生徒の心のケアでありますとか、加害児童・生徒への指導、被害、加害児童・生徒への関係修復を図っています。また、加害者と被害者の両方の保護者様へ事実関係や指導、支援内容、学校の対応の経過や結果について報告を密に行って、御理解、御協力いただいております。

ただし、昨今、被害生徒と加害生徒の言い分が食い違うケースが多く見られます。また、学校の支援でありますとか指導に対して、双方の保護者さんからいずれも御納得いただけないケースというのも見られており、これによって学校の対応が長期間にわたるといふケースも見られて、学校が苦慮する事案が増えているのが現状でございます。

続きまして、学校のいじめ対策基本方針について申し上げます。

御指摘のとおり、学校はいじめ防止対策推進法の定めに基づいて、学校いじめ防止基本方針を策定したり、あるいは学校におけるいじめ防止対策のための組織を設置したり、学校におけるいじめの防止等に関する措置を講じてる、これが義務づけられているところです。具体的には、いじめの未然防止、早期発見、事実確認、事案への対処を組織的に進めるための学校いじめ防止対策委員会を設置して、校長のリーダーシップの下、生徒指導、教育相談主任を中心とした体制を構築しているところでございます。

それで、最も重要なのは、これは各学校の基本方針で大分量が割かれている項目かと思いますが、いじめの未然防止でございます。児童・生徒にいじめをさせない態度や力を身につけさせるため、全ての教育活動を通じて、児童・生徒の良好な関係、人間関係づくりを重視した指導を行っているところでございます。

以上です。

○中村秀子議員

いろいろと制度をつくる、対策をつくるという、実際動いているかどうかという話ですよね。

それで、感覚的に、勉強の面白くなかったり、楽しなかったり、授業の中で自分が生かせる場所がなかったり、学習が分からなかったり、阻害されたり、勉強って面白いなという体験が非常に少ない子どもたちなんじゃないだろうかと思います。そういうふうな子どもたちのケアというもの、加害生徒のケアというもの、被害者やったらそうでもないかもしれませんが、加害生徒の指導とかというふうなものをどのようにされているのか、具体的にたった数名ということでしたけれども、具体的に数名の指導についてはどのように指導されているのか、お伺いいたします。

○鶴田智樹主任指導主事

失礼します。

そうした問題行動を繰り返すお子さんについては、当然担任だけでなく、学年主任であるとか、生徒指導主事、こうしたところで、例えばまず十分話を聞くようにしております。なかなか学校に定時に来られなかったり、遅れて途中から学校に来たりしますので、まずは来たときに声をかけて、その日の状態等を確認して、なかなかそういう中で暴言を吐いたりしてしまったり、あとは指導に従わずにどっか逃げてしまったりとか、それを追いかけてたりとか、そういったところも見られるようですが、最近ちょっと落ち着いてきたとは聞いておりますが、別室に入れてちょっと話を聞いてみたりとか、あるいはもう保護者さんに来ていただいて、これは保護者さんの理解が一番大事だと思いますので、幾度となく保護者さんとも学校を交えて、本人交えて話をしながら、今後どうしていくねという話をしているところと聞いております。

以上です。

○中村秀子議員

難しい問題で、一長一短にはならないんですけど、長い目で見たときに、その子が大人になったとき、ああいうふうなことを言ってくれたけん今の自分があるというような毅然とした態度だとか親身になってくれる態度というのは大事なんじゃないだろうかと、そういうふうなことを実際やられているのか、なされているのかというところを非常に疑問に思うところなんですけれども、生徒指導では、子どもたちや保護者と先生方の信頼関係が大切です。働き方改革で家庭訪問や勤務時間後の対応、そういうふうなものがどのくらいなされているのか、しちやいかんというような風潮でもあるんじゃないだろうかと肌感覚では感じるところです。

問題行動のある児童・生徒の対応方針について、担任はどう関わるのか、それで現場を見た、暴言を見た先生や子どもはどう対応するのかということについてお伺いします。

○鶴田智樹主任指導主事

失礼いたします。

学校における働き方改革が課題とされる中であって、学校は今でも問題行動が起こったり、いわゆる児童・生徒の安心・安全を守るために対応が必要ということであれば、昼休みであったり放課後であっても、子どもに丁寧に話を聞いたり聞き取りをしたりしておりますし、時間外であっても夜であっても、必要に応じて家庭訪問等を行っているところです。それは家庭訪問も担任だけではなくて学年主任がついていたり、事案によっては管理職がついていたりということをしているところです。

それで、御指摘のとおり、学校で問題行動を繰り返し起こす児童・生徒というのは、困った生徒ではなくて、困っている生徒なんですよね。だから、通常の普通の学校生活を送っているお子さん方より、より先生たちとの関わりが大事だし、支援が必要な生徒さんたちだと思っております。学校における働き方改革というのは、先生たちが学びの専門職として子どもに全力で向き合えるようにするための時間をつくるために行われるものと承知しております。ですから、議員御指摘のとおり、働き方改革の名の下に、先生と子どもたちや、あるいは保護者の方々との関わりまでもが削減されるのであるとすれば、それは働き方改革の趣旨に反するものと考えております。

中教審では、今まで学校が担ってきた業務について、いわゆる3分類が示されております。教師以外が積極的に参画すべき業務、あるいは学校の業務だけれども学校以外が担うべき業務、あるいは学校の業務だけれども負担軽減を促進すべき業務、いわゆる3分類が示されております。これらの業務に係る負担軽減を図って、議員さんがおっしゃるとおり、先生方と子どもたち、あるいは保護者たちがしっかりと時間を取って向き合える時間を町教委としてもつくっていきたいなと思っております。

以上です。

○中村秀子議員

先ほど指導主事がおっしゃったように、働き方改革というのは、早う帰って家庭の一員として、家族の一員として家族と過ごすというのが主眼じゃないと思うんですよね。事務事業に負われて子どもと向き合えなかった時間を事務作業だとかそういうも

のを取り除いて、子どもたちと向き合う時間を多くするというのが働き方改革だと思うんですよね。何かそこら辺を取り違えの感が私はしているところなんですよね。

それで、もう一つ、教育長もいつもおっしゃるひっきゃで育てましょうとか言って、学校と地域の皆さんと一緒に子どもたちを育てようというようなことを前北村教育長も下平教育長もおっしゃいますけれども、このことについて、私がこういう資料提供をお願いいたしましたけれども、この情報が、個人情報であるかもしれないけれども、地域の皆さんにきちんとした状況で流れてない、私たちにも流れていないので、何も知らない、あの子たちはおかしかとか、あいつたちは不良少女、少年とか、町なかでうろうろしよるもんですから、見かけるもんですから、そういうふうな目で見てしまいますよね。ここを地域ひっきゃで育てようという観点に立つと、どのような対策を、何か地域にも保護者にも問題があるかもしれないし、保護者も困っている保護者かもしれない、子どもたちも困っている保護者ですよね。そういうふうなことを考えると、やっぱり多くの人たちの力によってこの白石町の教育というのを支えていかなければいけないと思うんですけれども、そこら辺で教育長、どういうふうなお考えをお持ちでしょうか。地域とどういうふうに関わっていくかということですね。

○下平博明教育長

今日は議員のほうから学校の安心・安全を守るため、そういう観点からたくさんの質問等をいただきました。

今質問の地域との関わりなんですけど、先ほどの子ども、児童・生徒に関わる配慮を要する事案、問題行動等については、個別の支援を一番中心に考えるところで、情報の提供については、非常に慎重に行っているのは事実であります。ただ、そのような内容であっても、極力公表できること、あとお知らせできることは努めていかなきゃならないと自覚するところでした。そのことにつきましては、今後ともまた検討を深めていきたいと思うところです。ぜひ、議員からもありましたひっきゃでという言葉が飾りにならないように、できるだけ学校、地域と家庭との連携は、それは変わらず進めていくことが必要だと思っております。

もう一点加えますと、私たちが教員でいるときに、教育は今日行くという言葉があって、それは教育現場ではいろいろ対応するときに、初期対応であったり、あるいは危機管理の観点、あるいは保護者、一番は保護者や子どもたちに寄り添うという思いをするためには、早期に対応することの必要性もありました。そのことは変わらず対応しなきゃ、大事にしなきゃいけないことではないかと。ぜひそのような視点を持ちながら、学校についても業務の精選、負担軽減はもちろん図ることも必要ですが、ただ今日行かなきゃいけない、今日対応しなきゃならないという視点については、また学校に改めて指導をする必要もあるかと思っております。

以上です。

○中村秀子議員

切迫した状況ですよね、中学校については、もう危険な状況ですから、しっかり腰を据えて、腹を決めて対応していかなければいけないなというふうに思っております。

最後ですけれども、学校の中で問題行動が発生したときの組織としてのマネジメントをどういうふうに構築しているのか、お話をお願いします。

○鶴田智樹主任指導主事

失礼します。

問題行動が起きたときの組織としての対応でございますが、当然担任任せにしない、あるいは確知した教員任せにしないというところでございます。特に中学校においては、生徒指導主事、あるいは教育相談主事がおりますので、その指揮命令系統、管理職のリーダーシップの下、生徒指導主事が指示を出したり、あるいは教育相談的なアプローチからその被害生徒、加害生徒に対する成長支援を行ったりしているところ

です。それで、担任だけで対応が難しいケースがありますので、当然学年主任がそこに入ったり、あるいは学年の生徒指導主事がそこに入って対応を行ったり、チームとして取り組んでいるところでございます。

以上です。

○中村秀子議員

チームとして、組織としてやるということはとても大事なことです。でも、一人一人の担任の力を高めるというのが最大の対処法だと思ってるんですよね。担任の力がない限り、このクラスにおろうごってんなかというとは、出ていきますよね。そういう力を先生方につけてあげて、面白い授業、楽しい教室、面白い先生たち、面白い子どもたち、今日の授業は面白かったなということで一日が終わるように、学校教育を推進させていただければと思います。

以上で一般質問を終わります。

○内野さよ子議長

これで中村秀子議員の一般質問を終わります。

暫時休憩をします。

10時26分 休憩

10時45分 再開

○内野さよ子議長

会議を再開します。

次の通告者の発言を許します。田島隆一議員。

○田島隆一議員

議員になって1年がたちました。4回目の一般質問なんですけども、いろいろ考えてみて、今度は2つのテーマについてお尋ねしたいと思っています。

まず、災害への備え、本当に足りているのかと思って、第3次総合計画でも安全・安心なまちづくりが掲げられています。実際の備えは十分であるでしょうか。近年、地球環境の変化により、全国各地で豪雨災害や大地震のリスクが高まっております。

私が一番恐れているのは、豪雨災害で洪水はどうか防げると思っているんですけども、一番恐れているのは、近年の異常気象で巨大台風の上陸が懸念されていると思っています。

そこで、本町においても災害時の備えが十分であるのか、住民の皆さんからの不安の声をいただいています。現在の避難場所の収容能力と備蓄状況はどうなっているのか。特に高齢化率が上昇する中で要配慮者への対応についてお尋ねしたいと思います。よろしくをお願いします。

○谷崎孝則総務課長

各避難所の収容人数、そして備蓄品の関係につきましては、資料請求がございましたので、資料に基づきながら説明をさせていただきます。

現在町が避難所として指定しておりますのが、町内22箇所の施設となります。表の右側のほうに、それぞれの施設に収容可能な人数を記載をいたしております。収容人数につきましては、各施設の避難可能スペースに国際基準のスフィア基準の避難者1人当たりの最低必要面積、1人当たり3.5平方メートルで計算をいたしまして、各施設ごとに記載をいたしております。施設ごとの読み上げは省略をさせていただきますけれども、施設全体で4,840人の収容を、計画数ですね、現在確保しているところでございます。

次に、町が備蓄をしております備蓄食料や飲料水、資機材等の保有状況を御説明いたします。

こちらにつきましても、資料請求がございましたので、資料に沿って説明をさせていただきます。資料のほうを御覧ください。

現在、町が備蓄をしております一覧となります。本町の備蓄保管方法といたしましては、基本的に本庁舎と物資拠点施設であります道の駅しろいしに分散をして備蓄を行っております。飲料水につきましては、500ミリリットルと2リットルのペットボトル合計で3,822リットルを備蓄をしております。食料につきましては、米やパン、スープやクッキーなどを6,494食分を現在備蓄をしております。その他、感染症対策用の防護品や避難所運営時に必要な資機材なども備蓄を行っております。

本町においても、大規模災害をもちろん想定をいたしまして必要量の確保に努めているところではございますけれども、現時点ではまだこれでも十分な備蓄とは言えない状況であると思っております。その理由といたしましては、災害想定などの見直しにより必要備蓄量が大幅に増加をしていることや、保管スペース、そして更新費用が課題となっているところでございます。今後も町といたしましては、引き続き必要な数量、必要な資機材などの確保にももちろん努めていくと同時に、民間企業による物資供給体制の強化や町民皆様の家庭や地域での分散備蓄も推進をしていきたいと思っております。

また、災害時における高齢者や体が不自由な方々、そして外国人の方々などの要配慮者への対応といたしましては、先ほど御説明いたしました22箇所の指定避難所のうち、米印がついている7箇所について、福祉避難所として位置づけをいたしております。配慮を要する方が安心して避難または避難生活が送れるように、車椅子の利用者

や高齢者の方々が円滑に移動できるよう、段差の解消やトイレの利用しやすさにも配慮した福祉避難所のほうを優先して開設をしているところでございます。

また、外国人への対応といたしましては、言語や生活習慣の違いにより、必要な情報が十分に伝わらず、避難行動に支障が生じることももちろん考えられます。確実な情報伝達や安全な避難行動を実施していただくため、英語表記でのハザードマップの提供や、そして県の国際交流協会などの関係機関とも連携をしながら対応を行っているところでございます。

さらに、避難生活の支援といたしましては、慣れない避難所生活を送られる方々を避難所ごとに本町の保健師が定期巡回を実施をしております。健康状態や生活上でのお困り事を丁寧に把握をしながら支援を行っているところでございます。

町といたしましても、引き続き関係機関や関係部署と連携をしながら、避難所の環境改善と支援体制の強化に今後も努めてまいります。

以上でございます。

○小野 勉長寿社会課長

私のほうから要配慮者、配慮が必要な方々に対する日頃の備えというところの観点から答弁をさせていただきます。

要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難で、特に支援が必要な方を避難行動要支援者と位置づけております。この方々の迅速かつ適切な避難のため、誰が支援し、どこに、どのような方法を定めた個別避難計画の作成を、民生委員さんなどに御協力いただいて進めてるところです。また、現在182人の避難行動要支援者の名簿は、民生委員さん、駐在員さん、区長さん、自主防災組織、このほか警察、消防などの関係機関と共有し、平時の備えとしてるところです。このほか、常時電源を要する医療的ケア児、医療的ケア者の方々、現在町内に3名おられますが、その方々の災害時に必要な電源を確保するために、役場庁舎への避難や医療機関への受入れ要請を行う体制を整えております。このほか、今年5月には消防などの関係機関に協力をいただきながら避難訓練を行い、円滑な避難行動の確認を行ったところです。

以上です。

○田島隆一議員

きちんと避難場所、また食料などがあるんですけども、本当にこれで大丈夫なのかというようなところも私も思っています。

それで、社会体育館、それから福富社会体育館等の体育館という避難場所も結構多く挙げられていますので、その辺についてまた後で話をしたいと思いますが、2つ目に参りたいと思います。

豪雨や台風、地震、災害などで他市町村で避難が遅れるケースというのが結構あったように思っているんです。そこで、白石町の避難情報の伝達体制で防災行政無線だけでなく、SNSやLINEを含めた手段として、特に独居高齢者への確実な情報伝達が課題になっていると思っているんですが、町としてどのように認識され対応されているのかお尋ねします。

○谷崎孝則総務課長

災害のおそれがある場合や災害発生時につきましては、本町が運用をしております防災行政無線を使用し、町民の皆様には避難情報等の伝達を行っているところでございます。令和6年度には、防災行政無線の機能拡充などの整備を行い、屋外や屋内の放送と同時に、町の公式LINEやホームページ、県が運用しております防災ネットあんあんでの同時配信が令和6年度の改修によりまして可能となりまして、放送と同時に確実な情報を伝達することがさらに便利にといたしますか、なったところでございます。

議員おっしゃるように、独り暮らしの方、独り暮らしの高齢者の方への確実な情報伝達の課題はというところでございますけれども、まずは近年防災行政無線だけではなく、スマートフォンやSNS、そしてメールなどでの情報手段の多様化が求められておりまして、一部の高齢者の方につきましては、機器などの操作に不慣れな方、そしてそもそも所有をされてない方もおられるということが課題として考えられます。また、独居であるがゆえに、緊急時に情報を共有し合う相手がいらっしゃらなくて、また周囲にも確認できる御家族や協力者が少ないということも課題として町としては考えてます。

このような課題に対しまして、本町といたしましても、共助となります自主防災組織や個別避難計画の避難支援者、そして地域の駐在員の方々や民生委員の皆様方と連携をしながら、確実な情報伝達、そして避難誘導を行っていきたくと、行っていくというところでの計画をいたしております。

以上です。

○田島隆一議員

分かりました。私の地域の中にも独り暮らしの高齢者がいますので、その辺についても地域でも声を掛け合いながら対応しているところなんですけど、よろしくお願ひいたします。

3点目に行きたいと思います。

私が住んでいる地域で自主防災組織とは聞いたことがないんですよね。自主防災組織の活動状況や訓練の状況、そして行政からの支援体制についてお聞かせください。

○谷崎孝則総務課長

本町では、地域の防災力向上を図るために、自主防災組織の結成支援と活動支援を行っているところでございます。現在、本町では28組織が結成をされております。世帯ベースでの組織率となりますけれども、令和7年4月現在で、世帯ベースでの組織率が45.7%となっているところでございます。まだまだ県内では低い数値であると思っておりますが、年々組織率につきましては増加をしております。地域住民による自助、共助が徐々に整ってきているというところで認識をしてるところでございます。

各自主防災組織の訓練状況についてでございますけれども、各組織の年間計画に基づき、避難誘導訓練や初期消火訓練、そして防災に関する講習会などが実施をされて

おりまして、白石町消防署の職員や本町の防災担当職員を派遣しながら、指導や助言をさせていただいているところでございます。

しかしながら、地域によっては、組織の担い手不足や訓練参加者の方々の高齢化などが課題となっております。訓練や講習会、体制づくりがまだまだ十分でない組織や未結成の地域もまだ多く見受けられるところでございます。本町といたしましても、引き続き自主防災組織本来の自主性を確保しながら、防災職員の派遣や資機材整備などへの御支援、また地域とのパイプ役を担うなど、関係機関との連携をさらに強化しながら、実効性のある訓練と体制づくりに取り組んでいきたいと思っております。自主防災組織の活性化支援、結成に向けた支援を今後も実施してまいります。

以上です。

○田島隆一議員

よく分かりました。うちの地域でその自主防災組織というのがないような感じがするので、何かそういうことについても公民館長等と話をしながら考えてみたいところもあるなと思っています。

次に、他の自治体では、デジタル技術を活用した避難支援システムが導入されていると聞きます。家族への安否確認、避難場所の空き状況、また多言語対応できるようにされているようです。さらに、防災ペア制度などの取り組みも聞きます。本町での取り組みや今後の計画についてお尋ねしたいと思います。

○谷崎孝則総務課長

近年スマートフォンの普及に伴いまして、防災情報の入手手段といたしまして、アプリを活用する自治体が増えてきております。本町におきましても、災害時の迅速かつ確実な情報伝達体制を確保する上で、有効な手段の一つであると認識をしているところでございます。

現在本町におきましては、県が運用する防災アプリ、防災ネットあんあんを活用しながら、気象情報や避難情報などの緊急情報を発信しているところでございます。県の防災ネットあんあんにつきましては、防災や防犯、火災などの情報に加えまして、災害時には家族の安否確認や開設された避難所の収容率などが確認できることとなっております。町単独での防災アプリの導入というところも考えられるかと思っておりますけれども、一定の財政負担や県の防災ネットあんあんと連携、二重管理の課題などもございますので、今後想定される利用者数などを踏まえながら、町の単独の防災アプリの導入なども慎重に今後検討していく必要があると考えているところでございます。

以上でございます。

○田島隆一議員

私は知らなかったんですが、県の防災ネットあんあんですか、そのほうに白石町のほうがついていると思うので、今度自分でも検索してみたいと思っております。町単独というのがないということで、それについての費用も結構かかるということだったので、その辺について自分でも調べてみたいなと思っています。

最後に、災害時の指定避難所となる体育館への空調設備について、2025年9月25日の読売新聞に避難所体育館の冷房施設の遅れという記事がありました。こんなのが載っています。県の一般質問の中でも、今度体育館に冷房設備をとというのが言われていました。

そこでですけれども、国も24年度に指定避難所となる体育館に冷房設備を設置する工事費について2分の1の負担をする交付金を創設したとあります。一定期間の避難生活を想定した環境づくりを急ぐべきだと考えていますが、空調設備を整備するだけでは、多分施設の整備が関係してくると思っています。それで、空調設備だけの2分の1負担なのか、その辺も私にははっきりは分かりませんが、暖房は上のほうまで全部の囲いの設備をしなければいけませんけど、冷房は半分以下のところの施設を開設したら何かできそうな気がするんですけども、そのあたりについてお聞かせください。

○大串恭隆企画財政課長

本町では学校体育館と社会体育館があるわけですが、どちらも日常的に使用されております。特に近年の暑さの度合いを考えますと、災害時の避難場所としてはもちろんですが、授業やクラブ活動などで熱中症対策として体育館への空調設備の設置は必要だと認識をしております。整備に当たり、体育館の使用頻度や学校や公共施設の再編計画、設置に際してキュービクルという変圧器の交換、あるいは追加などの費用面などを総合的に勘案しながら、優先順位を決めて前向きに検討をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○田島隆一議員

分かりました。できれば、長期避難になった場合のことを想定したときに必要じゃないかなという感じもしないでもない。そのときは、多分ゆうあい館とか冷暖房完備ができるところに避難がされると思っているんですけども、台風とか豪雨に関しては夏が想定できるので、その辺についても本当によく検討ください。お願いいたします。

2つ目のテーマに入りたいと思います。

デジタル化で本当に暮らしやすくなったか、暮らしやすくなるのかということで質問をしたいと思っています。

国のデジタル田園都市国家構想により、自治体のDXが急速に進んでいます。白石町でも、便利な快適なまちづくりが総合計画に掲げられています。昨日教育の日の講演会の中でも、AIも相当取り入れられてるよということを言われました。それで、AIでもこんなことができますよということを昨日講演で聞きました。

そこで、全国の自治体で行政事務と住民サービスのDX化が急速に進んでいるところではありますが、町民の実感、どんなふうに町民は思っているのかというのを把握されていますでしょうか、その辺についてお尋ねします。

○谷崎孝則総務課長

町民の皆様方の自治体DXに対する実感ということにつきましては、住民満足度を

K P I に設定をしている事業につきまして、利用者アンケートを実施をしながら把握をしているところです。

アンケートを実施している事業といたしましては、住民票等証明書のコンビニ交付事業と行政手続におけるオンライン化の推進事業でございまして、令和6年度につきましては、住民票等証明書のコンビニ交付事業につきましては利用者の5段階満足度で4.6、そして行政手続におけるオンライン化の推進事業につきましては次回も電子申請を継続利用したいとお答えいただいた方が81%となっております。町民の利便性の向上の実感というところでは、今後も継続的に確認をしていきたいと思っておりますし、現在そういう確認をしているところでございます。

以上です。

○田島隆一議員

住民の方が聞いていて、アンケートは4.6、そして81%ということで、本当にそういうふうに満足されているんじゃないのかというのが、これからもそういうアンケートを通しながら住民のほうに伝えていってもらいたいなと思っております。

そこで、2つ目の質問に行きますけども、行政手続のオンライン化率、マイナンバーカードの交付率、そして利活用状況について聞きたいんですけども、先日住民課のほうに行ったら、ある高齢者の方が来られて、マイナンバーって何やと言っている方がおられました。あれ、この人、まだマイナンバー登録されてないんだなと思いながら横で聞いてたんですけど、そこまで浸透してないのかというのがありましたけども、その辺について利活用状況について現状をお聞かせください。

○谷崎孝則総務課長

まず、総務課のほうからはオンライン化率の関係でまずは答弁をさせていただきますが、行政手続のオンライン化率につきましては、全ての行政手続数の把握が困難なため、率としては出しておりませんが、令和6年度に実施した電子申請数につきましては、アンケートなどを含めまして83の届出、そして利用件数は延べ7,387件となっております。特に利用者が多かった届けといたしましては、確定申告の予約、そして白石町産のレモン璃の雫、もう現在は璃の雫という愛称が決定いたしましたけど、そのときの璃の香の愛称応募の関係、そしてフッ化物洗口液の塗布の申込み、そして住民票等のコンビニ交付利用者満足度アンケートなどとなっております。

マイナンバーカードの総務課としての利活用につきましては、例えば振込口座などを登録する届出など電子申請時に本人確認が必要な届けにつきましては、マイナンバーカードと暗証番号による利用者証明に活用をしているところでございます。

以上でございます。

○永尾宗紹住民課長

マイナンバーカード交付率と利用状況について、住民課のほうから答弁させていただきます。

マイナンバーカード交付率と利用状況につきましては、議員より資料請求があつて

おりますので、資料に沿って御説明をいたします。

まず、本町のマイナンバーカードの交付率について、資料の1、本町マイナンバーカードの保有状況を御覧ください。

令和7年10月末現在、保有枚数は1万8,036枚、保有率が85.84%で、この数字につきましては県内で4位、全国でも佐賀県が4位となっており、全国的にも高い保有枚数率というふうになっております。

続きまして、資料の2のマイナンバーカードの利用状況について御説明いたします。

まず、(1)ですけれども、申請書等のコンビニ交付サービスにつきましては、令和5年12月1日からサービスを開始しております。本年度は4月から10月末現在で、発行件数9,334件のうちコンビニでの発行が2,757件で、利用率が29.54%というふうになっております。

続いて、(2)ですが、マイナ保険証の登録率及び利用率になります。直近で申し上げますと、令和7年9月末で国民健康保険の方が登録率が82.2%、利用率が79%となっております。利用率の算出につきましては、9月分の外来レセプト件数に対するマイナ保険証によるオンライン資格確認利用人数の割合というふうになっております。また、後期高齢医療につきましても、同じく9月末で登録率が84.5%、利用率が48.6%というふうになっております。

次に、(3)です。書かない窓口、マイナピットの利用状況ですが、住民課のカウンターに設置をしておりますマイナンバーカードを利用して申請書を作成する機器の利用率というふうになります。令和5年10月に導入をいたしまして、本年度4月から10月までの利用状況が58.2%というふうになっております。

最後に、(4)です。マイナポータルを利用したオンラインによる転出届及びパスポートの申請件数になりますが、本年度4月から9月末までで転出届が9.93%、パスポートの申請が31.38%というふうになっております。年々徐々にではありますが、マイナンバーカードを利用したサービスの利用者も増えており、窓口申請等の緩和にもつながってきているものと思います。

以上です。

○田島隆一議員

よく分かりました。

でも、高齢者について、暗証番号とかを覚えてらっしゃらない方がすごく多くて、マイナンバーカードを出して、これをお願いしますと言っている受付のところを相当たくさん見たことがあるんですけども、そういうところのどういうふうにしなきゃいけないとか、暗証番号はこういうふうに大切にどっかに取っとなきゃいけないよというようなことをきちんと指示していく必要があるんじゃないかなという感じがしています。

次に、デジタル化は生活の利便性向上をもたらす一方で、高齢者や障がい者などのデジタルに不慣れな方への配慮も必要だと思っているんです。窓口における待ち時間短縮や書類の簡素化などのような改善が図られているのか、また自宅やスマホから24時間手続きができ、完結できるものがあるのか、お聞かせください。よろしくお願

します。

○谷崎孝則総務課長

自宅やスマホから24時間手続きができて完結できる届けにつきましては、現在55の届けをホームページ上の電子申請フォームに一覧として掲載をいたしているところがございます。その一部を御紹介いたしますと、転出届、そしてパスポート申請、そして児童手当や介護保険関係などのマイナポータルでの手続き、そして税や保育料、そして給食費などの口座振替登録の受付、そして町内の公共施設の予約、そして犬の死亡届出などといったしておりまして、今後も電子申請可能な届けについては、町民の利便性向上のために随時電子化を図ってまいります。町公式LINEからも簡単にアクセスできるようにはなっております。ぜひ御利用いただけるように我々も推進を図ってまいります。

また、窓口における待ち時間短縮につきましては、書かない窓口を目的といたしまして、マイナンバーカードを利用した申請書の自動作成システムを導入しているところです。

デジタルに不慣れな方への配慮といたしましては、随時スマホ教室も現在実施をしてきているところがございます。情報格差の是正に努めてまいります。本年度につきましても、町内3箇所で計21回、この高齢者向けといたしますか、スマホ教室を開催したところがございます。

以上です。

○小野 勉長寿社会課長

私のほうから高齢者や障がいのある方など、こういう方々に対する配慮という点で答弁をさせていただきます。

現在窓口で受付をしている高齢者や障がいのある方、こういう方々の手続きは、1つの相談で複数のサービス、手続きを要する 경우가非常に多くあります。自宅やスマホから24時間手続きできることは大変便利なんですけども、先ほどのような場合、申請漏れとか申請忘れ、これによる必要なサービスの漏れ、こういったことを避けなくてはならないと思っております。このため、デジタル化とともに、引き続き御負担をおかけしますけども、窓口で御本人の状態や置かれている環境、御家族の状況や御希望、そういったことを丁寧に聞き取りをさせていただきたいと思っております。そして、必要な手続きが一度の来庁でお済みになるように心がけていきたいと思っております。

また、窓口で長時間お待たせしないように努めておりますけども、複数のサービスにまたがる場合は長時間を要する場合もございますので、その点は御理解をいただきながら進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○田島隆一議員

分かりました。ホームページから電子申請可能な手続きというのも、私もあんまり町のホームページをいろいろ見て検索することが少なかったんですが、こういうことが

あるよというのを自分で開いて、それを周りの人に何かあったときに知らせていきたいという考えを今改めて持ちました。

町民の方がホームページを調べてどうのこうのというのは、本当にしてないような気がするんです。そして、されていないし、分かっていない。私自身もそうでしたけども、ここに来て、手で書いたほうが早いんじゃないというのがあれなんですけども、仕事を休んででも役場に今度行かばらんとさと言いよんしゃっところも結構多いんですよね。だから、そういうことがこの電子申請できるという形だったら、そっちのほうが便利だなという感じもしています。

あと、もう一つ聞きたいんですが、AIチャットボット、それから町民参加のデジタルプラットフォームで意見募集、それからアンケート等の方針と可能性について伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○谷崎孝則総務課長

AIチャットボットにつきましては、24時間対応が可能でございまして、住民サービス向上をはじめ、業務の効率化、そしてデータ活用を目的といたしまして、現在町ホームページ上の運用について、今後ホームページのリニューアルも計画をしておりますけど、そのリニューアル時に導入をしていくということについて現在検討を行っているところでございます。

町民参加型のデジタルプラットフォームにつきましては、町公式LINEの機能拡張といたしまして、相談・通報フォームの運用を始めたところでございまして、スマホやパソコンから町への相談や通報が可能となっております。

電子申請を使ったアンケートにつきましては、既に運用を行っているところでございますけれども、今後も充実を図りながら推進をしていきたいと思っております。

以上です。

○田島隆一議員

町のほうでのデジタル化の推進というのが相当進んでいるということが分かってきました。

そこで、受付のほうでいろんな申請をするときに、これでもできますよと言う受付の方の中で、デジタル化を推進する上でどうしても職員のデジタルスキルの向上、または研修体制、DX人材育成、それから外部人材の活用、民間との協働の考え等があると思うんですよ。

そこで、お聞きしたいんですけども、受付の窓口で、よくこれをこうして、これをこうしてとスマホの中でしてくれる方と、それをちょっと替わりますねと言って、何かその辺が一概に職員の方でそういう不慣れな方もいると思うんです。でも、ある程度、これがこうしたときに、これがこういうふうにできるよということを言えるような、私たち教員でもそうでしたけども、ある程度並みをそろえるような研修とかをしているのかどうかというのをお聞かせください。

○百武和義副町長

ただいまの質問については、私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

まず、職員のデジタルスキル向上、それから研修体制、DX人材育成につきましては、随時外部講師によります職員研修を実施しているところでありまして、今後につきましても重点的に取り組んでいくこととしております。

外部人材の活用、民間との協働につきましては、BPR、業務の見直し、効率化のことですけれども、これとRPA、業務の自動化、これについて令和4年度から民間業者に業務委託を行って、各課業務について業者の知見を生かして、ヒアリングを行いながら継続して実施をしているところでもございます。

また、先ほど言われた外部人材の活用につきましては、全国的に小規模自治体共通の問題点となっているところでありまして、現在佐賀県において県内市町への派遣とか支援の方法について検討されているというふうにお聞きをしております、県と連携した活用を考えているところでございます。

それと、先ほど職員の対応がまちまちと、統一できていないのではという御指摘もございました。これについても、先ほど言いましたように、職員のデジタルスキルの向上について研修体制を十分に取りながら向上を図っていききたいというふうに思います。

以上です。

○田島隆一議員

すみません。デジタル化を進める上で職員の方とか課長さんたちは苦勞されると思いますけれども、ある程度研修を重ねる上で、最低限度のサービスができるようにできたらいいなという感じを持っています。

6つ目になりますけれども、デジタル化の目的は、町民の幸福度向上であると考えています。新総合計画におけるDXの位置づけとロードマップについてお聞かせください。

○谷崎孝則総務課長

第4次総合計画につきましては、現在策定段階ではございますが、自治体DXの推進といたしまして、引き続きマイナンバーカードを用いた行政手続のオンライン化やAIやRPAなどのICTを活用することによりまして、町民サービスの向上と事務の効率化を図るための取り組みについて、総合計画の中に明記することといたしているところでございます。

また、ロードマップにつきましては、令和4年度から7年度までの本町のDX推進に係る方針を定めました白石町DX推進方針に明記をしております、現在そのスケジュールに沿って進めているところでございます、第4次総合計画の策定に併せ、白石町DX推進方針につきましても改定する計画といたしております。

以上です。

○田島隆一議員

第3次について、私は1年しか関わっていません。それで、第4次について今素案

等が考えられているところなんですけども、第3次と第4次のほうを比較検討できたらいいなと思いつつ、いろいろ自分でも勉強してるところです。

最後に、デジタル化によって行政コストの削減、業務時間の削減、窓口の開庁時間の短縮などの効果をどのように町民サービス向上に還元されていく計画かをお聞かせ願いたいと思いますが、私は次のような今までの短縮ができるという効果を利用して、働き方改革の中でも、町職員の事務処理の時間を開庁時間を短縮することで、事務処理の時間をその中に入れることができないだろうか。

職員にしても私たち教職員としても、帰ってからの仕事が結構多いんですよ。5時まで学校でできる仕事よりも、帰ってからの何かいろんな成績処理等があるんですね。だから、職員の方に一概にカーテンを閉めて、どこかの銀行みたいに、農協とかでカーテンを閉めて事務処理をするという方式はちょっと合わないかもしれないんですけども、夏時間なり冬時間なりというふうにして、職員の方が5時までの中で事務処理等も解決できるようにできたらいいなと思っているんですよ。

そういうことも考えて、最後に町民サービスの向上に還元できる計画か何かあったらお聞かせ願いたいと思います。

○谷崎孝則総務課長

デジタル化による行政コストの削減を目的といたしまして、単純作業を自動化するRPAにも取り組んでいるところではございます。議員おっしゃるとおり、自治体DXに取り組んでいくことによっての行政コスト、時間の削減などその削減できた職員の業務時間を、おっしゃるとおり町民への相談の対応でありますとか地域課題の解決など、やはり町民の皆様方に寄り添ったサービスがなお充実していくように重点的に取り組んでいきたいと考えてるところでございます。

また、デジタル化によります住民アンケートなどのデータ活用によりまして、住民ニーズを把握をしたきめ細かな施策の立案により、町民サービス向上を図っていききたいと考えてるところでございます。

先ほど御提案、御意見いただいた、例えばこの窓口の開庁時間の短縮という御提案でございましたけども、現在本町の開庁時間は、全国的にもほとんどの自治体、官公庁というのは、基本的には8時半から17時15分という開庁時間となっておりますけれども、開庁時間を例えば9時から16時30分とした場合の75分間、または9時から16時までの開庁時間とした場合は、例えば105分の時間を短縮することができます。ふだんは勤務時間外に行っている業務を、おっしゃるとおり勤務時間内に処理できるようになりまして、生まれた余白時間に職員自らが、またお客さん対応のみならず、やはり政策立案機能ですよ、喫緊の課題でありますとか、いろんな検討課題もございませう。そういうところの政策立案機能なども強化をすることができて、社会課題の解決や可能性を高めているんだと、そして町民サービスの質を向上させること、また職員自身のワーク・ライフ・バランスの向上にももちろんつながることということで思っております。

そういうことを目的といたしまして、今年度から検討の必要性を感じておりましたので、全国の先進事例を参考に、一部9月議会でも御紹介させていただきましたけど

も、福岡県の古賀市では取り組まれておりますので、そういう先進事例を調査をしながら現在調査を行っているところでございます。

議員おっしゃるとおり、そういう時間短縮というところで、今日の大題目でもございました災害対応、避難所での対応、そしてもちろん配慮が必要な方々への職員の対応、そういうところを住民に寄り添った形で、本当に思いやりの気持ちを持っての対応を今も心がけているところでございます。特に町長も職員に対しては随時言っておられますけど、やはり住民目線でしっかり取り組むと、住民目線で考えて行動するというところで、我々職員も今後もそういう行政コストの削減も含めてしっかり住民に対する対応というところでやっていければと、組織としては考えていきたいと思っております。

以上です。

○田島隆一議員

ありがとうございます。デジタル化を進める上で、そういう時間の余裕ができたこと、短縮できたことを活用して、住民の方へのこれからのサービスを向上させてもらいたいと思っています。

それで、今度安全・安心なまちづくりということで、洪水対策についてはいろんな手段が取れますよね。ところが、巨大台風についての準備ができないと思っているんです。だから、これから先、南海トラフの大地震も想定されているところですね。いろいろな地震対策、それから台風対策などがこれから多分異常気象により出てくるんじゃないかなと思っています。それについて、デジタル化もAIとかを活用しながら本庁に出てこれない場合、また避難がどうしてもデジタルでしなきゃいけない場合が多くなってくると思っているんです。そういうことをこれから先、住民の方を守るためにもお願いしたいと思っております。

最後に、町長に率直に伺いたいと思っておりますが、町民の安全で安心な暮らしについて、町長は今どのように考えて、最も大切にしたいことは何ですかということをお尋ねして、最後の私の一般質問にしたいと思っておりますが、お願いします。

○田島健一町長

本日は議員から災害への備えとかデジタル化での町民の安全・安心がどうなっていくのかということをお尋ねいただいたところでございます。最後に、町長はどのように考えて、何を最も大切にしているのかということでございます。

まず、災害といっても、最近の雨の降り方というのは、地球規模でおかしくなっているんじゃないかなというふうに思います。地球規模といっても、今年の夏は線状降水帯の発生で熊本県辺りでは相当な被害が出てまいりました。国際的には、スリランカとかインドネシアがひどい大雨ということでございます。そういったことで、私たちの白石町においても、まず1つ目の災害に対しての話で申し上げますと、いつ来るかわからないというのがあるわけでございます。安心、安心じゃないと思います。

それで、私がまだ小学校の頃、昭和30年代に、白石町では海岸堤防が決壊をして相当な被害が出たというのを私も記憶をいたしております。それからもう70年近くなる

わけでございますので、いつ来るか分からんというのが、私は線状降水帯云々というよりも、異常な台風が来て、高潮になって、有明海から白石町を襲ってきたらどうするんかいというのを私はいつも考えてます。それで、白石町は平地部でございますので、これまでも土砂災害であるとか浸水、冠水被害というのはありましたけども、高潮災害というのを誰も今言っていないし、あんまり考えてらっしゃらないんじゃないかなというふうに思いますけども、私はそこを一番心配しております。

それに対してどうやるんかいというのは、今日の御質問にもありましたように、町民の皆様に事前情報、早めに情報を提供するという、そして初期の段階で早く逃げたり何か対応をせないかんという自主防災組織、これをしっかりとやっていかないかんというのが、私は白石町にとっては一番じゃないのかなというふうに思っています。

そういったことから、自主防災組織の組織率がまだ40%台でございますので、早く100%に近くなるように、町が最も積極的に力を入れてやらないかんやろうし、町民の皆さんたちもそういうのを自覚していただければなというふうに思います。そして、先ほど言いました事前情報についても、健常者の方だけじゃなくて、やっぱり障がい者の方とか高齢者の方たちにも情報が早くぴしっとつながるようなことを我々はもっともって考えていかなければいけないんじゃないかなというふうに思います。

現時点で私が考えてることはそういうことでございます。とにかく、災害に遭わない、とにかく命を落とさないようにしていかなければいけないというのを私は一番思っておりますので、そういうことに向かって今後も一生懸命やっていきたいというふうに思います。

以上です。

○田島隆一議員

分かりました。急に質問をしまして、いろいろ考えてもらってありがとうございます。自主防災の隊長として、これから何かあったときによろしくお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。

○内野さよ子議長

これで田島隆一議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

11時41分 休憩

13時15分 再開

○内野さよ子議長

会議を再開します。

次の通告者の発言を許します。前田弘次郎議員。

○前田弘次郎議員

なかなか議長も声が高く出ましたね。

議長の許可が下りましたので、私の一般質問に入りたいと思います。

今回は大きく3項目についてお伺いしております。

まず、1つ目ですけど、観光協会について。

今日は課長補佐が代理ということですので、私も楽しみにしておりますので、答弁をよろしくお願いします。

1つ目の現在の観光協会の情報発信はどのようになっているのかをお伺いします。

○永石健一商工観光課課長補佐

一般社団法人しろいし町観光協会におきましては、町の魅力を広く発信するため、InstagramなどのSNSを活用した情報発信に取り組んでおります。フォロワー数も徐々に増え、閲覧数も直近では月間20万件以上閲覧されているところです。投稿の頻度としては多くはありませんが、フォロワーの皆様は町の魅力をしっかり感じ取っていただけるよう、写真の選定や文章の内容など、投稿の質にもこだわった発信を心がけています。そのほか、観光協会のホームページにおきましては、スポット・イベントなどのコーナーで、町内の飲食店や観光スポットなどの紹介の情報発信を行っているところです。

加えて、先月には観光庁の補助事業、地域観光魅力向上事業を活用したデジタルガイドマップを作成し、公開しました。このマップには、町内約100箇所の観光スポットなどを掲載しており、2次元コードからアクセスして御利用いただけます。地図上ではスポットを検索できるほか道案内の機能を備えており、観光で本町に来られる皆様にとって手軽な便利なツールとなっております。このデジタルガイドマップにつきましては、期間限定ではありますが、現在白石町の特産品や町内飲食店の食事券が当たるスタンプラリーをこのマップ内で実施しており、周知と利用促進を図っているところです。

このようなことから、今後の本町の旅行でのお出かけのきっかけとなる旅前情報をInstagramで、町内周遊の消費の促進となる旅中情報をデジタルマップでといった、旅行をされる方に分かりやすく興味を持っていただけるよう、情報発信ツールの役割と情報内容を整理して発信していくようにしております。町といたしましても、こうした観光協会の取り組みを支援しながら、より効果的かつ継続的な情報発信を行えるよう、協会と連携して深めてまいりたいと思っております。

以上です。

○前田弘次郎議員

実は、この観光協会について、私もChatGPTに聞いております。いろんなことが挙がっておりますけど、町内の観光資源を広く発信するというのをChatGPTも言っておりますので、しっかり今後も発信をしていただきたいと思います。

では次に、本日私の右の胸にかわいいコウノトリがついております。このコウノトリのことについてお伺いをします。

コウノトリについての情報発信が、観光協会のほうを私が見てますけど、情報発信ができてないような感じがしますが、なぜなのかお伺いいたします。

○永石健一商工観光課課長補佐

今年も本町へコウノトリが飛来し、営巣と産卵、ふ化が確認され、そのうち2羽のひなが巣立ちしております。これは町内の豊かな自然環境と農業者をはじめとする地域の皆様の御理解、御協力の下で実現している非常に貴重な状況であると認識しております。コウノトリは、環境の変化や人の接近などに敏感な鳥であり、繁殖期や子育ての時期にはちょっとした人の動きや騒音が大きな影響を及ぼすことがございます。また、これまで営巣をした場所は田畑や道路に接する電柱の上でもありましたので、見学者が増加することは農作業や地域の皆様への御迷惑につながると考えておりました。このようなことから、観光協会や町としては、コウノトリの具体的な巣の位置や行動範囲などについては積極的な情報発信を控えてきたところでございます。

以上です。

○前田弘次郎議員

このコウノトリについて、ChatGPTでも観光のことについて載っております。その中で、ChatGPTに、何でしろいし町観光協会はコウノトリを載せないのかというのを聞いております。いろんな意見もあると思います。先ほど言われたように静かに見守るというのも大切だと思いますが、これは白石町においてコウノトリがもう3年ですかね、3回目かな、産卵してるのは。これは本当に白石町としてこのコウノトリは前面に出して行って、白石町のPRにもつなげていかれた方がいいと思いますが、副町長、町としてコウノトリをどのように発信をしていく考えなのかお伺いします。

○百武和義副町長

コウノトリの白石町での営巣は、2022年以来、4年連続ということになります。単なる飛来地ではなく、今もなお九州で唯一の繁殖地であるということは、先ほど商工観光課のほうからありましたように、白石町が多種多様な生物が存在することができる土地の豊かさ、自然環境の豊かさの証拠でありまして、人間にとってもよい環境でもあり、コウノトリが選んだ特別な場所と言えらると思います。コウノトリを見に来ていただく観光としての情報発信は、先ほどの答弁のとおりですけれども、コウノトリには幸せを運ぶとか子宝に恵まれる、子育て、縁結びなど、よいイメージが多くあります。そのイメージを活用した町のイメージアップの情報発信は必要だと思っております。産業振興、環境保全、自然教育、郷土愛の醸成、観光、移住・定住、こういった面での活性化にも今後役立てていければというふうには思っております。

以上です。

○前田弘次郎議員

今副町長の中から幸せを運ぶ、子宝に恵まれる、子育て、縁結びということで、白石町も総合戦略課の下で婚活サポーターですか、これも今福富のほうで今度もやる計画を立てております。コウノトリがそこで子どもを育てているというのは、一つのイメージとしてはすごくいいことなんです。今副町長は思っておりますで終わりました。

たけど、私ならぜひ白石町としてもやりたいというような答弁が欲しかったんですけど、思っておりますで終わりましたので、そこは私はぐっと我慢しながら次に移りたいと思います。

ここからがコウノトリに対しての私の考えというか、私自身も今日はコウノトリをつけておりますが、このコウノトリは500円でコウノトリの会の方が販売をされております。こういったこともありまして、しろいしコウノトリの会や野鳥の会がコウノトリの産卵からひなの誕生、巣立ちするまで見守りをされています。これは全部ボランティアで活動をされていますが、町から何か支援ができないかお伺いいたします。

○矢川靖章生涯学習課長

しろいしコウノトリの会、野鳥の会の皆様には、コウノトリの見守りで活躍いただいていることに対しまして、ありがたく思っているところです。町としましては、営巣、子育て時期に営巣場所周辺の営農者以外の駐停車禁止の看板設置や休日の警備員の配置、足環装着、観察カメラの設置、そして地元との調整などを保護のために行わせてもらっております。しろいしコウノトリの会と情報交換をしながら保護活動を行っております。見守り活動に対する支援につきましては、現在国庫補助事業等を絡めて支援ができるか、調整、検討を行っているところです。

以上です。

○前田弘次郎議員

このコウノトリの見守りに関しては、今プレハブですか、大体30万円でプレハブを借りておりますが、これはコウノトリの会のほうからの支出ではなく、野鳥の会のほうからの支出になっております。それと、先日もひーでん祇園ですか、そちらのほうでもこのコウノトリの会の方たちは募金活動をされて、1万5,000円ぐらいお金が集まったというのを聞いております。これも小さい子どもがコウノトリのためにとって募金をしていただいております。確かに県、国のほうにでもいいですけど、白石町はコウノトリから選ばれたんですよ、白石町は選んでもらったんですよ。その辺は少しいろんな形で、野鳥の会も30万円はいつまでもはできませんよと、今後のことは少し考えてくださいということも言われておりますので、しっかりその辺は支援をしていただきたいと思います。副町長、どうでしょう。

○百武和義副町長

先ほど生涯学習課長が答弁しましたように、なかなか町の一般財源でという対応が難しい面もございます。そういったことで、国、県の事業を活用させていただきながらということで答弁をいたしたところでございます。そういったことで、コウノトリが未来永劫ずっと白石町のほうで営巣をしていただくとか、そういったことも考えたりとか、いろんなことを考えております。そういった中ですが、できるだけ何とか町のほうから支援をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○前田弘次郎議員

今度の答弁はよかったですね、副町長、支援を考えていきたいということで、さっきは思いますでしたけど、一步進んだのかな。よろしく願いしておきます。

では次に、2項目めの閉校後の施設の利活用についてということで、1つ目ですね。次年度に有明地域の3校が有明小学校となり、既存の校舎が残ります。今後の計画があればお伺いしますというのを私は口述をしておりましたが、実は昨日、有明南小学校の閉校のつどいというのがありました。その中で、実は各学年ごとにいろんな発表をされました。

その中で、小学3年生が「調べたよ、南小のこと」ということで、1つ、探求チーム、2、解明チーム、3、発見チーム、4番が想像チームという、この想像チームのところが、閉校した後の校舎の活用について考えましたとあるんですね。これは一応課長さんのほうにも渡しております。そして、この想像チームの発表の中で調べられたことが、前に全校の人に向けてアンケートを取ったときに、廃校になった後、校舎はどうなるのということが気になっている人が多かったです。そこで、私たちのチームでは、廃校になった後、校舎をどう活用したらいいのか考えましたということで、みんなで楽しめるキャンプ場がいいと思いますということを言われました。

そして、このキャンプ場について、いろいろ管理人を置かなきゃいけないと、それと受付、案内、アレルギーチェック、ルール説明、衛生管理、片づけ、火おこし、調理のサポートというのも入っております。それで、けがしても救急箱がありますとか、監視カメラもありますとか、いろいろあります。イメージ図もありますが、その中で、最後に犬のドッグランもやりたいと。けんかをしないのであればどんな犬でも大丈夫です。

これが一応キャンプ場のイメージですけど、次に給食室の使い道ということを言われました。提案内容、キャンプに来た人たちが給食室を使ってスイーツを作れる場所があるといいと思ったので、給食室をリフォームすることにしましたと。すごいですね。リフォーム、壁は古いのでリフォームします。リフォーム代は3万9,800円ぐらいかかる予定ですよ。もうここまでするのかと思って、これはぜひですね。この中で、注意点がスイーツの本や材料などは自分たちで準備をして持ってきてもらいますとか、学校が閉校になってもバーベキューに来た人たちが楽しく使ってもらえるととてもうれしいです、もしバーベキュー場ができれば来てほしいですということで、この小学3年生が考えております。この辺も含めた感覚で、今日の朝、急遽課長には申しましたけど、答弁をお願いします。

○山口裕一総合戦略課長

資料のほうをいただきました、ありがとうございます。私も見させていただきましたけれども、本当に半ば涙腺が緩むぐらいのすばらしい内容でございましたし、この有明南小学校の想像チームですか、生徒の皆様が作られた提案、すばらしい提案でした。それで、自分たちの母校の閉校に対する将来の思いも詰まった、非常にすばらしい提案です。

それで、中身を見てみましても、楽しめる施設であってほしい、また防災的な観点

からも考察されておりますし、先ほど議員がおっしゃいましたように、経費の積算まで一生懸命されております。非常に白石町の未来にも、そして有明地域の未来にも明かりをとすような提案であったかと思えます。できましたら、有明南小学校のこの提案をいただいたお子さんたち、ぜひぜひ地元のほうに残っていただきまして、将来この提案の夢の続きに携わっていただければなと思っております。

それで、私どもですけれども、このような形で幅広く提案していただく場を設けていただいたこと、ありがたい限りでございます。また、町といたしましても、特に有明地域の皆様方から御意見を今後お伺いしながら進めてまいりますし、またそういった場の創出も今後行ってまいりたいなと思っております。

○前田弘次郎議員

副町長、今後の計画などがあればよろしく申し上げます。

○百武和義副町長

学校跡地の利用、特に既存の校舎の利活用についての御質問でございます。

これまでの議会でも答弁させていただいておりますように、学校跡地の利用につきましては、役場内部の関係部署で構成をしております公共施設等マネジメント推進検討委員会において各課からの問題点の洗い出しや将来的な構想など、幅広い意見を集約しながら現在も進めているところでございます。

既存の校舎の利活用ということでございますけれども、非常に老朽化しているという現状の校舎や体育館などを残すかどうかも含めて、広く検討を進めているところでございます。現時点で具体的な計画としてまだお示しできる段階ではございませんけれども、将来の財政的な負担や維持管理の在り方、さらには地域の皆様方の御意見も踏まえながら、今後の方向性を示していく必要があると考えております。町としまして、急いで結論を出すのではなく、地域の実情や将来のニーズを十分に分析した上で、持続可能な方向性を見いだすことが重要であると認識をしております。今後も財政面を含めて内部でも十分な検討を継続しながら、総合的な視点で具体的な方針を定めまして、適切な時期に議員の皆様や住民の皆様方にお示しをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○前田弘次郎議員

山口課長、ありがとうございます。今日の朝、この資料をお渡しして、しかし南小学校の校長先生からこの資料を頂いたんですよ。こういうことで一般質問であした言いますので、ちょうど南里議員もその場におられたんですけど、南里議員が、前田議員、あしたの一般質問に使うたがようなかですかということでしたので、校長先生に資料を頂いて、ぜひこれは使わせてくださいということで、すみませんでしたけど、急遽でしたけど、ありがとうございます。

そしたら次に、10月30日に、私たち産業建設常任委員会で所管事務調査ということで、3名の議員で千葉県の上野村にある道の駅保田小学校に視察に行きました。説明

の中で、統廃合によりこの保田小学校跡の利用を4年前から計画をされていたそうです。白石町ではいつ頃から計画されたのかお伺いいたします。

○山口裕一総合戦略課長

お答えいたします。

学校跡地の利用に関しましては、令和3年7月より内部協議を開始しております。学校施設の跡地利用につきましては、公共施設等再編計画や小学校の再編計画とも深く関連してまいります。このことから、町全体の公共マネジメントと併せた協議が必要となりましたので、令和5年1月からは公共施設等マネジメント推進検討委員会の中で、全体的なマネジメントと併せて学校施設の利活用についての協議を行っているところでございます。有明地域につきましては具体的な協議につきましては、学校施設以外の公共施設や閉校された福富中学校の利活用とともに並行して行ってまいりましたけれども、令和6年5月からは有明公民館と有明地域の学校施設について、より具体的な協議ということで行っているところでございます。

○前田弘次郎議員

保田小学校、ここの施設は道の駅の施設ですけど、この後、次の一般質問をされる溝上議員が道の駅のことに関していろいろ質問をされますが、確かにここは今全国で2位の道の駅です。ここは最初から商売的にどうするかということをしっかり考えられて道の駅をされております。しかし、道の駅しろいしは、町長が町内の人間で町内の産品を使ったものを道の駅に出すという強いこだわりの下、今も道の駅の売上げは大分伸びてきております。

実は、土曜日、私は道の駅のほうにお手伝いに行ったんですけど、相変わらずレンコンはすごいです、お客さんが。しかも、そのとき、たまたまタマネギが出たんですね。コンテナ6箱ぐらいですか。もう午前中のうちにはなくなるような状況です。白石のタマネギというのは、お客さんも大好きでいらっしゃいます。レンコンも熊本から来られたお客様が私に、私は熊本から来たよ、熊本のレンコンよりここのとがおいしかと言われたんですよ。これはうれしかったですね。町長に成り代わって、ありがとうとお礼を言いました。本当にレンコンはあちこちから買いに来られております。

それで、この保田小学校は、確かにいろんな中で工夫もされております。確かになかなか開発というのも難しいと思うんですけど、私は今のままの道の駅のやり方でやっていったいいんじゃないかと。

ただ、後から質問される溝上議員は溝上議員の議員としての考えで発表をされますので、十分そこは課長補佐、初めてでしようけど、お答えをよろしく、私からお願いしておきます。

では次に、ここの道の駅保田小学校を説明された方から、廃校になった施設を2年放置していたら、次に利用するときには費用がすごくかかる話をされてます。このことについて白石町の考えをお伺いいたします。

○大串恭隆企画財政課長

町の考えということでございますが、まず施設を長年放置いたしますと、建物の劣化が早まるということで、修繕費などの維持管理費が膨らみ、次の活用に余計な費用がかかるという認識を持ってるところでございます。学校跡地の利用に当たりましては、行政需要としての公共的な施設利用や住民需要、あるいは民間活用などを含め内部検討を進めておるところでございますが、先ほど副町長が申し上げましたとおり、町内のほとんどの学校におきましては、建築年数が40年を超えている状況でもございます。町で施設を管理するような利活用を行えば、維持管理費や将来的には大規模な改修も必要になると思われまます。適切な利活用を見極める必要があると考えてるところでございます。

以上です。

○前田弘次郎議員

確かに、建物を造って壊すというのは、今大分予算もかかります。現在の福富中学校は、解体してからされておりますが、あれが3億円ぐらい。（「切るぐらい」と呼ぶ者あり）3億円切るぐらいですね。あと7校、要するに学校があるもんですから、そこは全部1つがそんなにかかるわけではないと思いますが、壊すとなったらどうしてもお金がかかると。その辺もしっかり考えていただき、今後町としても考えていただきたいと思ひます。

では、こういうふうなことで、有明地域のほうから要望書が出ているのかお伺ひいたします。

○山口裕一総合戦略課長

現在、学校施設活用に関します要望書は、深浦区のほうから提出されております。内容につきましては、コミュニティの場としての活用ですとか、避難所としての活用というのを要望されてるところでございます。今回要望を受けた内容につきましては、先ほど来、財政的観点からの答弁がございましたけれども、閉校されてからの維持管理面での財政的負担を詳細に分析しながら、将来的な持続可能性について探ってまいります。その上で、要望された活用方法についての有効性を検討しながら進めていくこととなります。

また、今回要望書を提出されるに当たり、繰り返し深浦地区の代表の皆様とは意見交換をさせていただいております。この中で、地域の状況や問題点から、非常に未来志向の提案など、幅広い内容について非常に貴重な御意見をいただいております。今後の利活用に向けて非常に有意義な場となったところでございます。ありがとうございます。

今後も地域の現状や課題を掘り起こしながら、特に地元であります有明地域の皆様方からの御意見を参考に、学校跡地活用に関する協議をさらに進めてまいりたいと思ひております。

以上でございます。

○前田弘次郎議員

この答弁は、多分小学校の子どもの部分はまだ入ってませんでしたので、今後この小学校の子どもの意見も含めて、しっかり地域の方たちの意見も聞きながら、学校統廃合の後の学校の利活用をしっかりと考えていただきたいと思いますので、よろしく願いしておきます。

では、3項目に入りたいと思います。

3項目が町内の山林対策についてです。

まず、町内の山林の状況についてということでお伺いをしようと思ったんですが、実はこれもC h a t G P Tに聞いております。

これはC h a t G P Tに聞いて、白石町の森林面積は、大体総森林面積が1,065ヘクタールで、国有林が75ヘクタール、それで民有林が約890ヘクタールで、うち、町などの国有林は176ヘクタールで、私有林が714ヘクタールということでC h a t G P Tは答えておりますが、そしてその後、もう一つ、C h a t G P Tに聞いたら、令和3年10月の法改正後は建築物木材利用促進方針へと改められ、公共だけでなく民間建築への木材利用も推進していますということで、この実績をお伺いしたいんですけど、私が先ほど言った数値でまず間違いなければ、そこは間違いはないという答弁で結構ですので、よろしく願います。

○吉村大樹農村整備課長

まず、本町の森林面積ですが、先ほど議員が御質問になられた数字と間違いありません。

次に、本町では、平成24年3月に白石町公共建築物木材利用促進方針を策定いたしまして、その後令和3年10月の法改正に伴いまして、名称を白石町建築物木材利用促進方針——公共を取った形になります——に変更をいたしまして、木材の利用を促進をしてきたところでございます。この方針は、白石町内の建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項、また町が整備する公共建築物における木材利用の目標などを定めるものでございまして、この方針に基づき、町のホームページの掲載などにより、建築物における県産材の積極的な利用もお願いしてきたところでございます。

本町の実績でございますが、令和4年から6年の3箇年の新築住宅を例に取りますと、合計で194軒が新築されておりまして、そのうち97%に当たる188軒が木造によるものとなっております。佐賀県全体の新築住宅の木造率が同じく令和4年から6年までの3箇年で75.2%であることから、本町の新築住宅に係る木造使用率は高いものというふうに考えております。

次に、公共施設でございますが、令和4年と令和5年にそれぞれマイランド公園のわんぱく広場と多目的運動広場のトイレを設置した際に、木材を使用しております。また、現在準備が進められている白石地域新設小学校において、屋根材などについて木材の使用を計画されており、併せて町産材の木材の活用も検討されているところでございます。

以上です。

○前田弘次郎議員

ありがとうございました。C h a t G P Tの数値で合ってるということで、私も一応信用しないじゃないんですけど、C h a t G P Tで間違いもあると思うので、ちょっと確認をしました。

そしたら次に、これもC h a t G P Tに聞いております。令和元年度から森林環境譲与税が白石町にも配分され、森林整備や担い手支援、木材利用促進などに活用されています。また、平成24年以降の補助事業として、植林、下刈り、間伐などの造林関係補助が国、県から交付されています。これもC h a t G P Tから教えていただいたんですけど、これの実績についてお伺いいたします。

○吉村大樹農村整備課長

それでは、森林環境譲与税の本町の事業実績でございますが、まず森林環境教育の一環としまして、令和元年以降、毎年町内の小学生などを対象に、森林の役割や白石町の名木、古木などの紹介、また県産材を活用した木工体験などの森林教室を実施しているところでございます。あわせて、手入れの行き届いていない森林の環境保全を目的に私有林の間伐を行っておりまして、令和6年度までに2地区で約8.4ヘクタールの間伐、また除伐を実施したところでございます。森林環境譲与税を活用した間伐、除伐につきましては、今後も順次計画をしていきたいというふうに考えております。

次に、造林関係の補助金でございますが、国や県では森林所有者自ら、あるいは事業体に委託して行う森林整備を対象に、植林、下刈り、保育間伐等を実施される場合に補助金が交付されているところでございます。補助の内容でございますが、県の標準単価を基に、作業内容ごとの補助率で交付されることとなっております。一般的な森林の補助率につきましては、植林、下刈りで約90%、間伐で68%というふうになっております。

次に、実績でございますが、町では町有林の間伐を行う際に活用させていただいております。直近で御説明をしますが、令和6年度に14.93ヘクタールの間伐を実施しまして、補助金として792万8,440円の交付を受けたところでございます。

次に、民間の事業でございますが、直近4年から6年度について調査をしましたが、町内での造林補助金の申請はあってないようでございます。

以上です。

○前田弘次郎議員

森林を使っていろんなことに使われてるということで、ある程度実績が出てるなどは思っております。

次に、町内の山林の道路状況についてお伺いします。

深浦地区の林道、深浦渡平線の状況について、及び町道竜王坂田線についてお伺いいたします。

○吉村大樹農村整備課長

まず、農村整備課のほうから林道の道路状況について答弁いたします。

本町が管理する林道及び作業道は、白石地域が5路線で9,790メートル、有明地域も同じく5路線で1万269メートル、合計10路線、2万59メートルというふうになっております。議員御指摘の深浦地区の林道深浦渡平線を含む町内林道の周辺は、急峻な地形が多いことから、場所によっては豪雨や台風などにより周辺のり面の崩壊が発生しまして、その土砂が道路面や排水施設に堆積することで、車両の通行に支障を来している箇所が見受けられます。また、最近ではイノシシによる掘り起こし等により、路肩部に小規模な侵食や破損が多数見受けられる状況というふうになっております。

以上です。

○鶴田浩紀建設課長

建設課から町道の道路状況について答弁させていただきます。

町内の山林の町道につきましては、白石地域において3路線1,556メートル、それでは有明地域では8路線1万6,716メートルありまして、合計で11路線、延長につきましては1万8,272メートルございます。議員御指摘の深浦地区の町道竜王坂田線を含みます町内山林の町道につきましては、のり面勾配が急で険しい地域も多いことから、豪雨や台風などにより転石や倒木、落ち葉が見受けられます。この町道竜王坂田線につきましても、同じく大雨や強風による落ち葉や車道への草、枝の侵入、またイノシシによる道路路肩部の掘り起こしによる転石を確認しておりましたので、11月上旬に清掃作業を実施しているところでございます。

以上でございます。

○前田弘次郎議員

実は、私も山に住んでおりますので、私の住んでるところも、4月と9月のクリーンデーですか、そのときに道路に落ちてる石とか木を片づけますが、次の日にはイノシシが一晩で落としていきます。この辺も後でイノシシのことも質問をしますが、なかなかそういうふうなことで、私たちもやって次の日にああいう石ころを見ると、地元の人と、いや、これはちょっと、せっかくきれいにしたとけねというふうな気持ちもあります。その辺も今後町としてもしっかりやっていただきたいと思っております。

それで、この町道や林道の深浦渡平線の木々の状況ですね、道路上に植わってる木々の状況についてお伺いします。

○吉村大樹農村整備課長

林道深浦渡平線につきましては、昭和46年度から昭和52年度までにかけて新設された林道でございます。開設から約50年が経過し、林道沿線は私有地から発生した樹木が成長して生い茂り、枝葉が林道内にはみ出して、通行の妨げになっている箇所が見受けられます。また、大雨や台風の後には、沿線の樹木や老木化した桜から落下した枝葉が路面を覆い、また倒木により通行の妨げになっている場合も見受けられるようです。担当課では、適宜職員のほうで巡回を行いまして、道路上に落下した枝葉や倒木につきましては通行が可能になる程度に除去を行っておりますが、私有地から林道にはみ出した枝葉につきましては、民法第233条の規定により、土地の所有者の責

任で切除していただくようお願いしたいというふうに考えております。

以上です。

○鶴田浩紀建設課長

建設課から山林の町道の木々の状況について答弁いたします。

道路区域内の道路路肩部及び私有地から町道にはみ出した樹木の枝などが車道に侵入しているため、通行の妨げになっている箇所を確認いたしてるところでございます。

以上でございます。

○前田弘次郎議員

この先ほどの民法第233条ですか、土地の所有者の責任で切除していただくとなっておりますが、なかなかこれが相続がうまくいってないんですよね。相続がうまくいってない山、全国でどれくらいあると思われませんか。

実は、先日武雄の法人会というところで勉強会がありまして、相続の勉強をしたんですね。そのときの先生が言われたのは、九州ぐらいの面積が実際相続になってないと、そのまま放置された山があると、これくらいひどいということを言われて、私もなかなか厳しいなと。

ただ、利用をするのは、例えばあそこの県道ですか、葬斎公園に行くのも、あそこは私有地なんですけど、切れないんですよね。ただ、所有者も分からない状況ですが、あれはバス会社さんのほうで切られております。私もたまにお手伝いに行きますが、所有者の許可がなければ切れないというのも分かりますが、バスのフロントガラスが割れたりなんかしたとき、所有者に請求をするような形になりますので、県のほうにも役場のほうにもそのように言うて、竹とかなんとかを今いろいろやっていただいております。本当にありがたく思っております。

では次に、今後の対策についてお伺いしたいと思っております。

○吉村大樹農村整備課長

林道深浦渡平線を含みます町内の林道につきましては、毎年白石町シルバー人材センターに委託をしまして、路肩部の除草実施のほか、また土木事業者に委託して側溝及び路面の清掃を行っているところでございます。また、林道深浦渡平線につきましては、令和6年度に延長約100メートルのアスファルト舗装の補修や路面排水のために新たにためますを設置するなどの工事を実施したところでございます。今後も町内林道につきましては、大雨や台風の後、また通常時においても適宜職員で巡視を行いまして、通行の妨げとなる落石や倒木があった場合は随時撤去を行うなど、林道利用者に支障がないよう、適切な維持管理に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○鶴田浩紀建設課長

建設課から町道の今後の対策について答弁いたします。

今後の維持管理につきましては、私有地につきましては、平たん部同様、所有者への

適切な管理をお願いしたというふうに考えております。また、道路区域内での対策につきましても、大雨、台風後、また通常時においても適時巡回を実施いたしまして、通行の妨げになる支障物があった場合は撤去を実施し、適切な維持管理に努めていきたいというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○前田弘次郎議員

所有者が切っていただければ一番いいんですけど、切れない方もいらっしゃいますので、そういうときは例えば地元の私たちが切るとか、そういうふうなことも今考えております。なかなかお金もかかる問題ですので、ただ自分たちで切るにはあんまりお金はかからないんですね。私もチェーンソーは5台持ってます。どうしても要るもんですから、それぐらい持っております。これが山に住むということでどうしても必要になってきますので、自分たちで切るということも、今度は有明地域づくりも始まりましたので、みんなで協力してこの地域をやっていこうというふうな考えもありますので、所有者の方によければもう切ることができないということだったらこちらのほうで切りますよということで、業者に頼んだら高くかかりますので、ボランティアでできる分はやっていきたいと思っております。

では次に、粉砕機の貸出しがないのはなぜでしょうか、お伺いいたします。

○川崎美津夫生活環境課長

本町では、野焼きの抑制及び可燃ごみの減量化を図るため、家庭などから排出される剪定枝などをチップ化する方に対し、平成20年8月から樹木粉砕機の無料貸出しを行ってまいりました。しかしながら、粉砕機が老朽化のため故障や不具合も多く発生し、機器更新も検討したところではございますが、高額なため購入を断念し、令和6年3月で貸出しを中止いたしました。なお、町では剪定枝葉収集を実施しており、今年6月と11月の2回、延べ4日間実施し、その収集実績は車両延べ728台、重量で79.67トンの搬入がっております。また、さが西部クリーンセンターでも、搬入可能な規格などにはありますが、持込み可能となっております。町民の皆様には町の剪定枝葉収集やさが西部クリーンセンターを御活用いただきたいと思いますと思っております。

以上です。

○前田弘次郎議員

お金をかけてやるのもいいですけど、こういう粉砕機があれば、私たち山に住む人たちから言えば、その場でチップにすることによって、運び出さなくていいですよ。ですから、私は粉砕機が必要だと思っております。これは町長にもお願いを1回しておりますが、なかなか町長も、お金がないんでしょう、買うことができません。この辺も今後とも町としていろいろ考えられるとは思いますが、もしよければ私自身で粉砕機を買おうかなと思っておりますが、お金がありません。町に頼るしかありませんので、よろしく願いしておきます。

では次に、山林の荒廃地におけるイノシシの状況についてお伺いしたいと思います。

○吉村 浩農業振興課長

先ほどから山林の荒廃ということでお話があつておりますけれども、イノシシも食料を求めて人里に出てくるようになって、農作物を荒らすなど、人間の生活環境に影響を及ぼす事態となっているところと思います。本町のイノシシ捕獲状況としましては、例年200頭前後が捕獲をされておまして、令和5年は182頭、令和6年は232頭で推移をしているところです。今年は10月末現在で93頭捕獲されております。

以上です。

○前田弘次郎議員

確かに猟友会の方たちが実施隊も含めてよく頑張つてらっしゃると思います。よろしく言っておいてください、猟友会の方に。

では、この対策についてお伺いたします。

○吉村 浩農業振興課長

いわゆる有害鳥獣対策につきましては、白石町、また佐賀県農業協同組合などの町内の農業関係機関、また先ほどありました白石町有害鳥獣被害対策実施隊のメンバーで構成をいたしておりますけれども、白石地区有害鳥獣等駆除対策協議会で被害対策を行つてるところです。このうちの白石町鳥獣被害対策実施隊につきましては、一般社団法人佐賀県猟友会白石支部の支部長さんを隊長としておまして、町の職員、猟友会のメンバーでつくつておまして、町の依頼によって捕獲などの活動をしていただいております。

イノシシの被害対策につきましては、いわゆる3本柱ということで、個体数管理、生息環境管理、また侵入防止対策ということで、その3つを徹底することが有効であると考えてるところです。

まず、1つ目の個体数管理につきましては、イノシシを捕獲するというところで、捕獲従事者に捕獲報奨金を出しておるところです。2つ目の生息環境管理につきましては、イノシシの隠れる場所だったり、餌場となるような場所、そういうところを除去することになります。また、3つ目の侵入防止対策については、ワイヤーメッシュなどで侵入しないようにするような対策を行つてるところです。

先ほど申し上げました白石地区有害鳥獣等駆除対策協議会では、先ほどの対策を徹底するために山間部の住民の皆さんにも参加をしていただいて、集落点検を開催をしているところです。潜み場だったり餌場となるような場所をみんなで見て、ワイヤーメッシュ柵の補修が必要な箇所については、皆さんで確認をして、その後集落で点検補修を行つてるところです。この集落点検会は、令和6年度に川津地区、令和7年度は鳥巣地区と辺田地区で実施をしておまして、今後も継続して活動していきたいと思つております。

以上です。

○前田弘次郎議員

私もこの支部長さんをよく分かっておりますが、支部長さんもなかなか時間がなくて、お忙しい方ですので、イノシシが多く捕れることを願って、次の質問に入りたいと思います。

桜の里の現在の状況についてお伺いします。

○永石健一商工観光課課長補佐

桜の里は、例年3月下旬から4月上旬にかけて桜が満開に咲き誇る桜並木と大地と海が見渡せる、特に朝日が昇る風景が人気の展望所から成る魅力あるスポットです。しかしながら、近年桜の木の老木化や周辺樹木の経年により、残念ながらその眺望や景観への影響が見られるようになってきております。

以上です。

○前田弘次郎議員

では、この桜の里の今後の対策についてお伺いいたします。

○永石健一商工観光課課長補佐

今後の対策につきましては、商工観光課では設置しているトイレや展望所周辺の環境について、御来訪いただいている方々の要望や御意見をできる範囲で随時対応をしております。例えば、桜の里にありますトイレにつきましては、今年度洋式化を図っており、現在工事を発注しているところでございます。そのほか、トイレ及びトイレ周辺の清掃につきましても、年間を通して町のシルバー人材センターに業務委託を行っており、展望所は職員で定期的に除草作業を行っております。

以上です。

○吉村大樹農村整備課長

桜の里につきましては、本町の人気の観光スポットであることは認識をしております。現状につきましては、先ほど商工観光課から答弁があったとおり、展望所周辺は広葉樹が繁茂し、そこからの眺望に支障を来している状況だというふうに思っております。展望所の周辺の樹木は、木材生産ではなくて、土砂の流出の防備を目的とした保安林に指定をされているため、その目的の達成に支障を及ぼすような伐採はできませんが、今後県担当課や商工観光課とも協議しながら、眺望改善に向けた対応を協議しまして取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○前田弘次郎議員

しっかりよろしく申し上げます。

3分ほど残りましたが、ちょっと私のほうから紹介をしたいということがあります。

実は、私の長男は自衛隊員であります。この自衛隊の伝説ということの中で、自衛隊員が災害派遣に行くときに、リュックサックの中に自分の嗜好品ですね、要するにたばことかお菓子とか音楽プレーヤーみたいなものを持っていかれるんですが、それ

を持っていかずに、隊員が袋を開けさせたら、赤ちゃん用の缶ミルクがごろごろ出てきたと。自衛隊員も公務員で、特にいろいろ制約があります。もちろん災害派遣においても、たとえ救援になる物資でも、任務と別に個人の判断で運んだりするのは禁じられてると。何だこれとは上官が隊員に聞くと、はい、ミルクです、何でこんなものを持っている、これはきさまが飲むのかと、飲むんだなということを上官が聞いたら、はい、自分が飲むためですと答えます。ならばしょうがないなというやり取りの後、点検は続けられたが、その隊員だけではなく、ほかの隊員たちも様々にミルクや離乳食なんかを自費で詰め込んでいたと。そして、この件は上官にも報告があったが、誰もそれを下ろせとは言わなかったそうです。

このミルクの携帯は、以前の災害派遣で赤ん坊のミルクがなくて困っていた話を自衛官が共有して行ったということがネットに載せられておりました。確かに、私もこれを読んだときは涙が出るような思いでしたが、この後に、この方は、議員がこういう気持ちになれということをおっしゃっております。私もあと3年議員活動ができますけど、こういうふうな気持ちを持って、今後もしっかり議員活動を続けていきたいと思っております。

そして、これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○内野さよ子議長

これで前田弘次郎議員の一般質問を終わります。
暫時休憩をします。

14時14分 休憩

14時30分 再開

○内野さよ子議長

会議を再開します。
次の通告者の発言を許します。溝上広行議員。

○溝上広行議員

本日の一般質問の最後になりました。多くの皆様から時間足りるのかと心配をいただいているので早速質問に入りたいと思うんですが、その前に2点だけ、改めて確認をさせていただきます。

当たり前のことなんですけれども、1点目に、今回のこういった一般質問は、目的としては町政をよりよい方向に進めるために現状の課題を共有して改善の余地を検討することにあると考えておりますので、特定の部署や担当者を批判することを目的としてるわけではございません。町政全体の向上に資する観点から確認するためですということをおっしゃいます。

それで、2点目なんですけれども、議会での答弁は、町長をはじめ副町長、そして各課長の皆様が事前に協議、確認された上で出されているものと理解しております。したがって、最終的な答弁責任者は、もちろん町長に帰属するものでありまして、その答弁された各個人を問いただす意図ではないということをおっしゃいます。

今回は、大きな項目を2つ通告しております。

まず、1つ目ですけれども、広報戦略推進事業についてお尋ねします。

委託業務の公募型プロポーザルに関してですけれども、応募が1者のみとなった結果の評価についてお尋ねします。

6月補正予算で可決された広報戦略推進事業における委託業務の公募型プロポーザルにおいて、応募が1者のみという結果でございました。公募型プロポーザルとして期待される競争性が十分に確保されたとは言い難い結果であると捉えております。この点を町としてどのように評価しているか、確認いたします。

○谷崎孝則総務課長

今回の広報戦略推進事業につきましては、公募型のプロポーザル方式による事業者の選定を行う旨の公告を役場掲示板及び本町のホームページ上で行っております。公告を行った事項につきましては、企画提案の仕様でありますとか提案の上限金額など業務委託に係る必要な概要を示しており、またホームページによる公告を実施したことによって、町内外の事業者に対しまして入札情報検索サービスなどを通じて情報は伝わったものと、我々としては考えております。

応募された事業者以外にも、事業内容に関する問合せもございました。参加を検討された事業者もあったかと思われましても、結果といたしまして1者のみの応募となり、複数の提案をいただきましたかという我々の思いからすれば、残念な結果であったと思ってる部分ももちろんございます。

原因といたしましては、あくまで推測でございますけれども、他事業者が当該事業の性質上、本町が地域活性化に関する包括連携協定を締結してる事業者がございませけれども、これまで本町に関する分析を行ってこられておりまして、本町のブランディングに関する提案をこれまで行ってきたという経緯がございましたので、これまでのノウハウを蓄積をされているという判断をほかの業者がされたのではないかとというようなことで、今回のプロポーザルへの参加を見送られた事業者はそういう理由であったのではないかと、我々としては分析をしているところでございます。

以上でございます。

○溝上広行議員

まず、整理しますけれども、主にホームページと掲示板、掲示板というのは物理的な掲示板のことですよね。それで、ホームページのほうに情報を載せて、それを検索サービスを事業者の方は利用してるので、自動的にそこで情報を取るだろうという前提でこういうふうにされたということなんですけれども、まずその前提が正しかったのかということについて議論したいなと思います。

実際にその検索サービスというのを、主にターゲットとしては広告代理店の皆さんですけれども、利用されてるということを認識した上でそうされてるのか、きっとサービスを利用してるだろうという、ただその臆測でのみ事が進んだのかなというところに疑問がありまして、実際に県内の広告代理店、テレビとか新聞社の関係企業のほうに問合せをしました。プロポーザルをやったんですけれども情報って知ってました

かと、5社に聞いたんですね。どの企業も、いや、知らない、知らなかった、そうだったんですね、すみません、見ておりませんでしたという回答でした。

では、通常どういった方法でそういった入札とかプロポーザルの公募の情報を収集してるんですかとお伺いしたところ、そういった検索サービスを利用しているという回答はなく、直接エリアごとの担当者が各市町、県の、国もそうですけれども、ホームページをチェックしているということでした。主に県のほうはよくあるので随時チェックしてますけれども、白石町に関しては、すみません、漏れていましたという、そういうような回答をいただいているんですね。

そうすると、2番になりますけれども、実施手続の妥当性についてなんですけど、今回の募集に際して、募集期間、周知方法、市場調査の在り方など実施手続に瑕疵や改善すべき点はなかったのかというふうに通告をしていますけれども、先ほど私が述べたように、こういった検索サービスを実際ターゲットとしている公告代理店は利用していないということは、事前に幾つかの広告代理店に聞けば、分かったことなんです。その点も含めて、瑕疵や改善すべき点はなかったのかという点でお尋ねいたします。

○谷崎孝則総務課長

まず、周知の方法や市場の調査の在り方などの点につきましては、観光庁や自治体で一般的に行われておりますホームページによる公告というところを本町としてももちろん採用させていただいております。先ほどの答弁でも申しましたとおり、町内外の事業者に対しまして、入札情報検索サービスなどを通じて情報については伝わっていたものと、我々としては思っているところでございます。

また、募集期間につきましても、参加の意向表明につきましては、これも一般的な期間でございます2週間を設けまして、企画提案書の提出まではさらに1週間を設けているところでございまして、スケジュール的にも我々としては問題はなかったという判断をいたしております。

ただ、先ほどの答弁でも申し上げたように、確かに我々としては残念な結果であるというところはもちろん思っております。

以上でございます。

○溝上広行議員

町として残念な結果というのは、まさにそうなんですよね。公募型プロポーザルというのは、より多くの事業者の方が提案をして、よりよい提案内容を採択するという競争性が担保されて、初めて機能するやり方でございます。

それで、ホームページに公募結果が載ってまして、応募は1者だけでした、質問は別に1者ありましたということでしたけれども、私が聞いた5社の中では質問をした業者というのはなかったの、それ以外の業者だったと思うんですけど、応募されなかった事業者の方に、今回質問はありましたけど応募されなかったのは何ですかねというふうな調査をされたんですかね。実際そういうふうにしたのかなというのを伺いたいんですけども。

○谷崎孝則総務課長

今回手を挙げていただいてない事業者への問合せについては行っておりません。
以上です。

○溝上広行議員

そしたら、そもそも公募型プロポーザルというのは珍しい事案でして、先ほどから出てる検索サービスというのは主に土木関係の方が利用されてるようなイメージがありまして、それと同じような感覚で、今回全く違う動画を作ったりするような業務委託のプロポーザルに関しても同じ考え方で進んでしまったのじゃないかなというふうに推測をするんですけれども、今回のこの結果を受けて、次回に向けての具体的な改善策についてお尋ねしたいと思います。

次回似たようなプロポーザルの公募において、複数の事業者が参加しやすい環境を整えて、競争性を確保するために町としてどのような改善策を講じるのでしょうか。結局同じようなことをしていたら、1者しか来ないとか、じゃあもう正直言いますと、1者しか来ないプロポーザルをやるぐらいだったら、最初から協定を結んでいるところとの随意契約のほうにしてしまったほうが、事務コストは安いわけですよ。やった意味がないんですよ。ある程度応募期間とか審査もやるので、その分スタートが遅れるわけですし、結局そのプロポーザルをやるというふうに決めたのに、その効果がないということは、損失なわけですね。こういうことが繰り返されないようにどのような改善をされるとお考えなのか、お尋ねします。

○大串恭隆企画財政課長

今回の公募型のプロポーザルの一連の実施の手続きにつきましては、問題があったとは考えておりませんで、結果として応募が1者のみであったということにつきましては、先ほど総務課長が申し上げましたとおり、複数の提案をいただきましたかという思いから、残念な結果にはなったということでございます。

公募型プロポーザルの参加につきましては、事業者が事業の内容や委託上限額、スケジュールなど様々な要素を加味して検討されることと考えておりますので、その実施に当たっては、事業の効果性、効率性を担保した上で、事業者にとっても参加しやすいような条件として、入札参加資格指名審査委員会において適切な審査をしてまいりたいと思います。

先ほど議員が言われました提案型のところがそのまま1者随契でよかったのではないかと、結果論としてという話をされておりましたが、当然入札参加指名審査委員会の中でも、どういう形で発注をするかということの論議をいたしました。その中でも1者随契という話もあったわけですが、公平性を担保する観点から公募型プロポーザルを実施をしたということですが、結果としては日数はかかったということですが、それは結果論でございますが、それは結果論でございますが、結果ではなくて、審査した上での方法が公募型プロポーザルだったということでございます。

以上です。

○溝上広行議員

幾つか指摘したい内容があるんですけども、手続に問題はなかったというのは、結果から見たら問題があったのでこういうことになってるんだという認識をまずしていただきたいです。

それで、公平性を担保するためにこういう手続が定められてます。いろんな入札にしてもそうなんですけども、じゃあその公平性って何のために公平性を担保しなきゃいけないのかといたら、最終的には町のため、町民のために資するから、公平性を担保した手続で応募をしたり入札をしたりしなきゃいけないわけですね。それで、このやり方を守ってればいいんだというそういうマインドになってると、その発想から抜け出せないと思うんですよ。

それで、市場調査の在り方というところで一応私は聞いてるんですけども、そもそも例えば町が把握している事業者名簿のほうには、公募を開始したときにこういう公募をしていますのでぜひ御覧くださいというような情報提供をするのは、公正な立場から別にしていはいはずですもんね。それとか、仕様書を作る段階で、多分これは推測ですけども、今回決定した事業者の方とどういった仕様書がいいのかというのをもしかしたら話してるかもしれませんが、ほかの県内の主立った事業者にもこういうことで今考えてるんですけどどうでしょうかとチェックしてもらおうというのでも、別にやっていいはずですもんね。

その市場調査というのをしっかりすれば、そもそもさっきも言いましたけど、検索サービスを使っていますかって聞いたとき、いや、使ってませんってなったら、この方法だけじゃちょっとまずいんじゃないかなと。県内にこういう広告代理店って10社あるかないかぐらいじゃないかなと思います。もしかしたら20社とかあるかもしれないですけど、土木の工事関係の事業者と比べたら、明らかに数が少ないわけですよ。となったら、ただホームページに公表するだけで十分に公募型をする意図が達成されるのかというのを気づくべきですもんね。

なので、これはほかの仕事にも言えるんですけども、何かやり方だけを全うしたから問題がありませんじゃなくて、今回の結果に問題があるわけですよ、本来目指すべき目的が達成されてないわけですから。競争性の下によりよいものを選択するという目的が達成されてない時点で問題があるので、それを改善しないといけないと思うんですけども、その点、もう一度お尋ねしますけれども、今私は私の考えを述べましたけども、本当に改善する点はなかったのか、問題ないとそれでもお考えなのか確認をしたいんですけども。

○大串恭隆企画財政課長

プロポーザルの法的根拠といたしましては、契約の目的をより効果的、かつ効率的に達成するために、価格以外の要素も含めた競争によって契約の相手方を決定する必要がある場合に、地方自治法施行令第167条の2第1項、第2項の規定を根拠として行うことができる随意契約の一つとなっております。先ほどから話をいたしておりますとおり、指名競争入札ではない随意契約の中で特別な部分でプロポーザルによる

入札案内を出したということで、何ら方法としては間違っていないということを考えております。

以上です。

○溝上広行議員

であれば、繰り返しになりますけれども、そのマインドを改善されたほうがより町のためになると思います。ぜひそのように検討されていただければと思います。

続きまして、次の質問に行きますけれども、ブランドメッセージ「しろめし町 しろいし町」に関して質問します。

発表後、9箇月間の活用実績と現状の評価についてお尋ねします。

ブランドメッセージの発表から9箇月以上が経過しています。町の広報戦略としてどのように活用されてきたのか。特に行政文書、広報物、イベント等における使用状況をお知らせください。

○谷崎孝則総務課長

ブランドメッセージ「しろめし町 しろいし町」に関しましては、御存じのとおり、本年2月22日の白石町合併20周年記念式典において発表をし、町広報紙の4月号で特集を組ませていただき、町民の皆様方にお知らせをしたところでございます。

そこからこれまでの間、広報物やイベントなどにおける使用状況についてでございますけれども、町内の公共施設、そして商店、飲食店、そして駅などに約100枚のポスターの掲示を行っております。そして、ブランドメッセージブック、そしてブランドチラシの配布、そしてしろいし町観光協会におけるの配布物、そしてX、SNSでの投稿、そしてそのほか都庁フェア、そして佐賀さいこうフェス、そしてぺったんこ祭りなどのイベントでのグッズやチラシ配布によるPR活動、宣伝でございます。

そして、町長などの町三役におきましては、対外的な場面でのPR。特にまず町長のほうでは、名刺のほうもお米型の台紙を作成いたしまして、名刺を活用してもらっております。そして、職員の「しろめし町 しろいし町」のブランドメッセージ入りのポロシャツの着用でございます。そして、マスコミ向けにつきましては、佐賀新聞による報道、そしてめざましテレビでのめざましじゃんけんの中で「しろめし町 しろいし町」についてのPR宣伝も行っております。そして、現在は、毎週金曜日のNBCラジオでの宣伝放送を現在実施をしているところでございます。あと、行政文書などにおける利用についてがちょっとまだ活用実績が少なく、職員や関係団体に利用を呼びかけてまいります。

その他といたしましては、町内の生産者の方々や道の駅、そしてふるさと納税返礼品の取扱事業者の方々をはじめとする各団体、そして個人様に対しまして、出荷物や販売商品などへブランドメッセージシールを貼っていただくなど、30近い団体、そして個人様に現在御協力をいただいているところでございます。また、ふるさと納税返礼品の取扱事業者の方々につきましては、ブランドメッセージチラシなどを返礼品に同封をしていただけるように、現在調整、準備を行っているところでございます。

現状の評価といたしましては、「しろめし町 しろいし町」をあちこちで我々も聞

くことが増えてまいりました。昨日も県の主催事業でございます人権フェスタが福富ゆうあい館でございましたけど、そのゲストといたしましてタレントのKABA.ちゃんに来ていただいたということで、かなり福富ゆうあい館の中もほとんど満席に近いような、後ろの固定座席のほうはもう満席に近いような状況でございまして、その中でも、町長もちょっと講演前に総合センターのほうでお会いする機会がありましたので、町長のほうもしっかり「しろめし町 しろいし町」を、そしてお米のPR、お米のプレゼントもさせていただきながら、しっかりPRをしていただいたところでございます。そして、まず冒頭で、白石町はお米がおいしい町だそうですねと、町長もおっしゃられてましたと、今日は私はこの衣装はお米の衣装のつもりで白い丸い衣装を着てきましたと、お米の妖精ですとか言いながら一発目でPRをしていただいて、そういうふうなことでしっかり我々も職員一同、現在各事業の中でこのブランドメッセージの情報発信というところで頑張っているつもりではございますけども、今後も時間をかけながら継続してこのPRをしていくことで、しろいしみのりちゃんのように、共にといますか、町内外で認知をされて町民に使っていただける、まず町民の皆さんが御存じに、「しろめし町 しろいし町」を最近聞くねということで、まず町民の皆さんに浸透して、そして全国展開というところでブランドメッセージを育てていきたいというふうに考えております。

以上です。

○溝上広行議員

ありがとうございます。

そしたら、町内にもっと使ってもらいたいというような先ほど御答弁があったので、そこに関連してなんですけど、ロゴマーク、ロゴデータの公開方法と利用環境の整備についてお尋ねします。

このブランドメッセージの説明の際に、ロゴデータは一般公開し無償利用できるようにするとの説明があったんですけども、実際どのように公開されて、利用申請はどのようにしたらいいのかとか、マニュアルの有無、民間事業者の活用実績などについてお尋ねいたします。

また、その利用環境の整備が十分であったかについて、その町の認識についてもお尋ねします。

○谷崎孝則総務課長

ブランドメッセージのロゴデータにつきましては、一般公開をいたしまして、町民に対し無償利用できるようにする計画としておりますけれども、その準備段階といたしまして、役務に対する商標登録を現在特許庁のほうへ申請をしている状況でございます。審査につきましては、半年ほどを要する見込みでございまして、順調にいけば、来年の3月頃には登録できるものと考えております。このロゴにつきましては、町民の皆様が町内生産物や役務などに広く御利用いただけるようにと考えておまして、ロゴデータ公開による利用につきましては、商標登録を行い、権利関係をしっかりと整備した上で今後公開を行う計画といたしております。

計画といたしましては、ホームページなどでロゴデータの公開をまず考えておりますけれども、利用申請やマニュアルにつきましては、可能な限り利用者の利便性を考えた利用環境とするように現在検討、準備を行っているところでございます。もちろんみのりちゃんを例えば考えていただければ、みのりちゃんも利用申請をいただいておりますけど、同じようなことで町民の皆さんに利用しやすい形で、しかしながら適正かつ利用しやすいというところで準備をしていきたいと思っております。

以上です。

○溝上広行議員

だから、一般公開はまだけど、年度内にはできるかなという状況ですね。分かりました。私もホームページを見ても利用申請とかそういう窓口がなかったんで、どうなってるのかなということで質問させていただきました。

次の質問に移ります。

親和性の高い事業分野での具体的な展開状況についてお尋ねします。

ブランドメッセージと親和性が高い、例えば道の駅、観光協会、ふるさと納税、飲食店、SNS等の分野でどのような展開を行ったのか、またここが展開できてない場合はその理由をお伺いしますと通告してはありますが、先ほどの1個目の質問でも、例えば返礼品のチラシを入れるようにとか、シールを入れるようにとかという話があったので、それ以外でお尋ねしたいんですけれども、例えば観光協会とか道の駅のホームページに、じゃあ「しろめし町 しろいし町」というのが分かりやすく載ってるかといえば、載ってなかったんですね。リンクも特にないですし。それぞれ例えば観光協会だったら「ふらっと、しろいし。」というのがどちらかというブランドメッセージじゃないんですけれども、合い言葉のように使われてますので、そこら辺の統合というか整合性なども加味した上でどうなってるのかなというのをお尋ねいたします。

○谷崎孝則総務課長

まず、道の駅につきましては、ポスター掲示、ブランドブック、チラシの配布、ブランドシールを特産物へ貼っていただくなどの御協力をいただいております。今後につきましては、まずのぼり旗の製作について現在準備をいたしております。もちろん道の駅をはじめとした町の主要施設、もちろん観光施設等も含めまして、今後協力をいただきながら情報発信を行ってまいります。

また、役場内におきましては、町のバックパネルですね。例えば町長のインタビューでありますとか行政放送のときにバックパネルとして使っていたものについても、新しいバックパネルをリニューアルいたしまして、広報対応時に活用をしてまいりたいと思っております。そして、庁舎玄関のウインドーサインも現在準備、計画中でございます。皆様、イメージに残ってらっしゃると思いますけど、国スポのときのひっきゃでというようなウインドーサインを作製されておりましたが、そのようなイメージでしっかりとPRをしていきたいと思っております。そして、先ほどの答弁でも御紹介いたしました名刺の台紙の作製ですね。「しろめし町 しろいし町」バージョンを今後準備してまいります。

観光協会のお話が先ほどありましたけども、観光協会との連携というのは我々ももちろん重要に考えておまして、まずは今取り組んでいただいているのが「しろめし町 しろいし町」の缶バッジを作製、配布をしていただきながら、PRの御協力をお願いしております。また、観光協会のホームページにも掲載をいただいております。今後の事業についても、「しろめし町 しろいし町」を前面に押し出していただきながら展開していただけるように、町の観光施策とともに、そして我々広報戦略の中でしっかり連携を観光協会と取ってまいります。

重複する分は省きまして、あと特に飲食店ですね。我々は飲食店の御協力を非常に重要視をしております。まずは、商工会や飲食店組合の皆様方とも今後話を進めてまいりたいと思っております。まずは、商工会を通じまして、ポスターの掲示に御協力いただいているところがございますけれども、ブランドメッセージとの親和性が高いとももちろん思われます、まずはお米のイメージでございますので。ブランドメッセージの浸透を図りつつ、この先の事業展開についてしっかり今後検討を進めてまいります。

最後に、SNSによる情報発信につきましては、これまで配信回数がまだまだ少なく、今後強化をしております。今回機能拡張を行いました町の公式LINEですね。こちらをまず新しく動線として整備をいたしましたので、今後町内外に向けて情報発信についてしっかりと取り組んでまいります。

以上でございます。

○溝上広行議員

ありがとうございます。このブランドメッセージ、9箇月なので、どこまで広がるかということはあると思うんですけど、私も何人かの方に試しに聞いてみました、これを知ってますかと。半分ぐらいは、まず全く知らなかったんですね。それで、10人いたら二、三人は何か聞いたことあるかもみたいなそんな感じなので、まだまだ認知度が足りないのではないかなと思いますので、せっかく作ったのであれば、できることからしっかりやっていただければなと思います。

行政文書に関しては、例えばメールの署名の部分に必ず入れてくださいとしたりとか、封筒を作るときにもそういうのを入れるとか、みのりちゃんをいろんなところで見ると、このブランドメッセージもいろんなところで見られるというような状況になれば、一定の認知がされるんじゃないかなと思います。頑張ってください。

続きまして、次の大きな項目のほうに移りたいと思います。

地域活性化の考え方と道の駅しろいし運営の現状評価についてお尋ねします。

まず、地域活性化とはということで、議論を進めるに当たり、まず地域活性化という概念について、町としての定義と評価指標の確認をしたいと思っております。行財政経営においては、目的、成果指標、事業の体系化が求められます。現在多くの事業で地域活性化が目的として掲げられていますが、町としてどのような状態をもって活性化と判断するのか、成果指標を含めて明確な定義をお伺いいたします。まず、ここを共通の認識にしたいなという趣旨でお伺いしております。よろしくお願ひします。

○大串恭隆企画財政課長

地域活性化の定義についてですけれども、地域において産業、経済、文化、コミュニティが盛り上がっていき、活性化し、そうしたあらゆる分野でにぎわいが創出され、地域に活力をもたらしていく取り組みのことと認識をいたしております。このような取り組みは、町の施策によるもの、よらないものにかかわらず、地域の維持発展のために絶えず営まれていくものと認識をしております。

成果指標ということですが、あくまでも町の施策ということになりますが、現在も第4次の総合計画の策定に向け、鋭意取り組んでいるところでございますが、今年度が第3次の計画の最終年度として、本町誕生時からの基本理念であります「人と大地がうるおい輝く豊穡のまち」を目指す将来像として、この実施、実現のための施策を展開しているところでございます。少しでもこの理念に近づくことが地域活性化に資するものと考えておまして、その実現のため、各分野における各種現状値を目指すべき目標値に少しでも近づけていくことで、さらなる活性化につなげ、元気で魅力あるまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○溝上広行議員

いろんな分野に関わるので、その地域活性化の指標というのをこれですと決めるのはなかなか難しいんだろうなと想像したんですけれども、ただ私もずっと考えております、地域活性化というのを最終的にどうやって計ったらいいのかなというのをですね。キーポイントとして、活力があってにぎわいがあるということだったと思いますけれども、それは例えば人口が増えてにぎわう、活力があるという表現もできますけれども、最終的には、私個人の考え方ですけれども、税収に反映されるものだと思います。活力というのは、経済活動が活発になっていくということは税収ももちろん増えますし、人口が増えればそれも税収が増えるということで、税収というのは一つの分かりやすい指標になるのではないかなと思います。ただ、町としての考え方は分かりました。

では続きまして、道の駅のほうに質問を移りたいと思います。

道の駅に関しては、最初に私が初めて一般質問したときから、もうこれで4回目になります。最初のほうは、道の駅の収支、建設費のコストは回収できてるんですかというのをお尋ねしたら、そもそもまだ把握できてませんという回答を3月の議会の際にいただいたので、じゃあ6月議会でどういうふうな計算になるんですかとお尋ねしたら、そもそも回収という考え方をしていないという回答をいただきまして、それで9月に、じゃあこちらで計算してみようということで、私のほうで試算して、それを基に質問したんですけれども、9月議会で私のほうがなぜもっと確度の高い試算を行って道の駅の運営に反映しようとしないのでしたかと質問したら、出荷者の収入内容等の把握が難しいため推計していません、ただ直売所売上額は重視しており今後も維持、増加を検討すると、道の駅は町全体の収入で補うもので町としては赤字になっているとは思っていない、黒字を続けるカンパニーが運営し健全な町財政の下で誇れる施設と思っているとの回答がございました。これに対して、さらに質問させていただきたいと思います。

まず、出荷者の収入内容等の把握が難しいため推計していないとの回答に対してでございます。

行政経営上、精緻なデータがない場合でも、仮説やモデルを用いた推計や試算は一般的に行われます。9月議会で私が示したのも、そういう方法で計算をしております。今回の議論は、あくまで試算を行う意義について質問したのであって、試算を行う必要性について、改めて町の認識をお伺いしたいと思っております。難しいということじゃなくて、意義について質問したのであって、それについての認識を御回答ください。

○百武和義副町長

それじゃあ、私のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

先ほど議員からは、試算を行う意義について改めて質問をとということでございます。先ほど議員のほうから紹介がございましたように、これまで道の駅しろいしにつきましては、公共施設であるということから、整備に関する費用は全て町の負担で整備するものと考えておまして、利用者の方々から何らかの形で御負担いただく、回収するということは考えておりませんということでお答えをいたしておりました。

議員がこれまで示してこられた推計されたシミュレーションにつきましては、施設整備費から解体までの全期間の総コスト、それから道の駅しろいしカンパニーの税込、それから出荷者からの税込増額分などを主とした収入額を試算されて、収支を算出された内容でございました。

先ほど言われたように、町のほうではなかなか出荷者の皆さんの税額というものの推計が非常に困難であるということから、税額の推計はできないということから、なかなかこの試算は難しいということ、それで道の駅の設備投資などに要した経費については、道の駅しろいしカンパニー関係から発生するものだけではなくて、町全体の収入で賄うものということから、試算はこれまでしていないということでございます。

それで、試算を行う必要性について認識をとということでございます。これについてはこれまで、先ほど答弁いたしましたように、公共施設である道の駅しろいしの設備投資に要した費用などにつきましては、町全体の収入で賄うものと考えておまして、町のほうでは町の財政計画とか償還計画などにこの道の駅の分も計上しておりますので、これも言ってみれば、一つのシミュレーションということでご捉えております。そういったことで、先ほど言われたような詳しい試算についてはできていないという状況でございます。

以上です。

○溝上広行議員

ちょっと次の質問に触れる部分も回答されたんで、順番をちょっと変えまして、③番について改めて質問したいと思います。

先ほど9月議会でも同じように、道の駅は町全体の収入で賄うもの、町としては赤字になってるとは思わない、黒字を続けるカンパニーが運営して健全な町財政の下で誇れる施設と思っっているという回答に対して、私のほうから質問を出しております。

私の質問は、道の駅という単体事業が町財政にどのように影響しているかという点で質問してるのであって、町全体でとかという話ではなくて、この事業って実際どうなんですかというのを個別にちゃんと評価しないと、正しくこの事業の方向性を導き出せないんじゃないですかという考え方から聞いているんですね。町全体でというのだけ見て、例えば赤字とは思っていないとかという答弁は、論点が異なるように思えますし、そもそも、これは6月議会で言ったと思うんですけども、行政機関でパーキンソンの法則があると、お金があれば予算があればあるだけ使うというのに陥りがちですよというのを言ったと思うんですけど、まさにそういう状況になってるんじゃないかなと危惧しております、ちょっと話がかみ合わないことになるんですけども、この単体事業についてちゃんと評価するということに対しての町の認識をお伺いします。

○百武和義副町長

9月議会におきまして答弁をいたしましたように、公的に公表している数値に基づいて、決して赤字となっている施設とは思っていない、黒字が続く優良企業である道の駅しろいしカンパニーが運営し、健全な財政運営を続けている自治体である白石町が整備して維持している町が誇る公共施設であると思っているということで答弁をしておりますように、赤字とは思っていないということでございます。

議員は、施設整備や維持管理に要する費用などに対しまして道の駅に関連する税収のみで収支を出されておりますが、繰り返しとなりますけども、道の駅しろいしは公共施設であるということから、その整備に関する費用や維持管理に要する費用は道の駅に関連する税収だけでなく、町の資金で賄うものでありまして、また道の駅しろいしカンパニーは民間団体として自らの売上げなどで安定した運営を続けていただいておりますので、議会へ報告などをしております。町の決算報告や道の駅しろいしカンパニーの収支決算書の数値を基にお答えをしているところでございます。

また、公費で負担する施設に関連する分と民間の売上げなどで負担していただく運営に関する分は、合わせて考えるものではなく、それぞれで管理していくものと考えますので、議員が言われる道の駅という単体事業としましては、単体事業とはいわゆる一つの独立した企業の事業のことというふうに認識をしておりますけども、この単体事業としましては、町が実施している道の駅しろいしの整備、維持に関連する事業と道の駅しろいしカンパニーが実施している道の駅しろいしの運営の2つに分けて考えることになるかというふうに思います。

また、これらの町財政に与える影響としましては、町においては起債した町債の償還が令和16年度までであるということと、維持管理に要する経費として指定管理料が年間1,800万円必要であることがあります。道の駅しろいしカンパニーにつきましては、現時点で運営補助などは行っておりませんので、今のところ特段影響はないというふうに考えております。

以上です。

○溝上広行議員

ちょっと答弁の内容が分からなかったんですけども、道の駅事業で施設を設置するのとその直売所の運営の2つがあるというお話ということですかね。私はそれを含めて一つの事業として町が出資してる事業としての単体の話をしてたんですけども、ちょっと認識がまたずれてるのかなと思います、時間も迫ってきたので質問を進めたいと思いますけれども、ちょっと2番の質問に戻ります。

直売所の売上額は重視していて、今後も維持、増加を検討するとの回答に対してなんですけれども、売上額のみでは、さっき言った事業運営、道の駅しろいしそのものの事業運営になると思うんですけども、健全性は判断できないんですね。利益や費用対効果など、より実態に即した指標を用いた評価が必要と考えますが、その点はいかがでしょうか、お伺いいたします。

○百武和義副町長

これまではカンパニーの利益、それから出荷者の所得向上に大きく関係するということから、そのような表現をしてお答えをしておりました。

カンパニーについては、決算報告で利益の把握はできますけれども、出荷者に関しましては、これまでお答えしてきましたとおり、それぞれが様々な状況もあって所得の推計は困難でありますので、共通し、かつ利益や所得の基となり確実に把握できる数値として、今後も直売所の売上額を注視してまいりたいということでお答えをしてきたものでございます。

以上です。

○溝上広行議員

その事業体としては、利益は最終的に出ると思うんですけどもね。

そしたら、また3番の質問の続きになるんですけども、町の行政経営プランでは、コスト削減と資源の最適配分が必要とされてるというふうに書かれてまして、道の駅の支出は、先ほど指定管理料として1,800万円、それで使用料で100万円戻ってきてるので、1,700万円が毎年支出されてるんですけども、この支出の在り方というのは、同プランの方向性と整合していると考えているんでしょうか。そちらのところを確認したいんですけども、よろしいですか。

○百武和義副町長

道の駅しろいしへの支出の在り方が町の行政経営プラン、これの策定の趣旨に記載がありますけれども、コスト削減と資源の最適配分に整合しているかとのことでございます。

これも繰り返しとなりますけれども、道の駅しろいしカンパニーは、現時点で運営補助などは行っておりませんし、公共施設の維持管理費として支出している指定管理料につきましても、施設の維持管理に必要な経費を算出して支出をしておりますので、その趣旨には整合しているというふうに町のほうでは考えております。

以上です。

○溝上広行議員

そしたら、町の回答としての大前提として、道の駅しろいしは公共施設だから、言い方が乱暴かもしれませんが、稼げない施設と思われてるのかなという気がしまして、難しいのかな、どうかなというのを私のほうでも考えました。

④の質問になるんですけども、町財政に与える影響については、以下の3つの階層に整理できると私のほうでは考えました。

まず第1に、町とカンパニーの直接的な収支。先ほど言ったように指定管理料を1,800万円で使用料を100万円、だからトータルで1,700万円の町からカンパニーへの支出があるというような直接的な収支ですね。

第2は、これは私が9月議会で試算したようなカンパニー、出荷者、周辺新規事業者からの税収等を含めた収支ですね。これが私が計算したところ、まず1も赤字ですけど、2も赤字だというふうに私のほうでは捉えています。

それで、3ですね。来訪者や関係者の消費を含めた地域経済効果の収支ですね。100万人近くが白石町に来ていただいて、80万人ぐらいが道の駅に寄っていただいて、その経済的な効果を踏まえれば、道の駅というのは町が出している金額よりもプラスを町にもたらしめているんだという評価ができるのかなという気はするんですが、2も計算できないとなれば、3も計算できないですよ。

このうち、1番、直接的な収支というのは、町財政への直接的な影響を把握できる部分で、最も客観性、確実性の高い評価方法と考えております。

それで、実際にいろんな道の駅の事情を調べました。多くのランキングで九州一となっている道の駅うきはとか、先ほど前田議員のほうでも出ましたけど、私たちは視察に行きましたが、各種メディアの道の駅ランキングで全国上位に位置している道の駅保田小学校は、行政からの指定管理料を受けずに運営しております。自立性の高い経営を実現している例ですね。

じゃあ、これが有名だからなのかなと思って、お隣とか近隣の道の駅も調べました。電話して聞きました。そしたら、鹿島市、太良町の道の駅も同様に、指定管理料0円で自立して運営してるんですね。もちろん施設規模や立地条件、附属施設の状況が異なるために同列には評価できないと思うんですけども、売上額、レジ通過者等のデータを見るに、道の駅しろいしにおいても自立運営は十分可能になると考えてます。道の駅の客単価で言ったら1,700円ぐらいだったんですね。それはほかの例えば太良町の道の駅も同じぐらいの水準でしたし、そもそも保田小学校の説明を聞いたときに、1,000円超えるのも難しいのが全国状況ですという話だったんで、道の駅しろいしって大分優等生なわけですよ。それで、売上げもちゃんと総額も多いわけです。

ということは、これは中・長期的には、指定管理料に依存しない運営を目指すことが公共施設運営として合理的であって、町の活性化にも資すると考えるんですけど、町としてこの方向性はどのように捉えますでしょうか、見解をお伺いいたします。

○田島健一町長

議員からは道の駅のことについていろいろと御質問をいただいているところでございます。

まずもって、先ほどの答弁の前にちょっとお話をさせていただきたいんですけど、道の駅は国土交通省のほうに申請をして、登録をいただいております。これは広義の意味で、道路を使ってるドライバーの方たちの休憩所として造るものが道の駅だと。だから、広義の意味での道の駅があって、その中に物産所、休憩所があつていいよと、それが狭義、狭い意味での道の駅かなと私は思ってます。そういうことから、国の指定を受けて、県の補助も受けながら、休憩所といいますか、便所とか駐車場を造りました。もう一つは、せっかくお客さんが来るので、狭義の意味の物販所、道の駅も造ろうということで、これについては町が負担をして造っております。

その中で、今指定管理料というのは、町としてはこの便所とか駐車場とかを管理していかないかんとというのが、やっぱり身近にいらっしゃる道の駅、狭義の意味のカンパニーさんが営業されておりますので、そこをお願いするというところで、年間1,800万円をお願いして、便所の水道料とか光熱費、また清掃のお金、駐車場の管理等々をやってもらっているということであつて、狭義の意味の道の駅の今の物販所の中の何かに使っているということじゃないと、私は思っています。

まず、そのところをぴしとはっきりしていかと、道の駅、道の駅と言ったら、大きいところでの道の駅のことを言ってるのか、直売所のところの道の駅のことを言ってるのかがちょっと分かりづらいかんというふうに思っておりまして、前もってそこから辺の説明をさせていただきました。

そういうことで、道の駅のオープンのときは、国土交通省の道路局長さんにも来ていただきました。そういったことで、産業部門というか、商工部門の話じゃなくて、休憩所の道の駅ということでオープンをさせていただいてるところでもございます。

先ほどの議員からの質問のことでございますけども、これは以前の議会においても、よそから人を呼ぶという方法として道の駅は非常に重要じゃないかと、だから町長の考えはという御質問をいただきまして、私は公約を踏まえて、白石町をPRせないかんと、そして6次産業もやらないかんと、最も有効な手段ではないかというふうに思っていると、そういうことで前向きに積極的に動いてまいりたいというお答えをして、道の駅の建設計画に入ったところでございます。

その後、私は町民の皆様には町政のかじ取り役に選ばれた者の責任において、住民福祉の向上のために道の駅を整備するということを決断をいたしました。関係各課に本格的な作業に、協議に入るように指示をし、着手したところでございます。以降、関係者の皆さんはもちろんのこと、議会への事業計画や事業費、財源などを丁寧に説明を差し上げながら、予算関係や関連する議案の議決をいただき、進めてまいった経緯がございます。結果として、現在では年間7億円の売上げ、80万人を超える方々が訪れる道の駅しろいしが完成し、そして本町に100万人を超える人を呼ぶ原動力となり、町内の活性化や経済に多大な貢献をするという大変大きな成果、効果を発揮していると私は判断しております。

これにつきましては、道の駅しろいしカンパニーやその出荷者の皆さんが訪れていたいただいたお客様方に白石町産の安全・安心な特産物を安定して提供していただいた、そして信頼を受けられた皆さんの結果だというふうに思っており、大変感謝もしているところでございます。他の自治体が整備、あるいは認定を受けられた道の駅につき

ましても、様々な経緯や状況があらわれて現在の運営方法をされていると推察いたしますが、本町におきましては、こういった経緯と担当課長が繰り返し申ししております、私自身もこれまでお答えしてきたとおり、公共施設でございます。その施設の維持管理につきましては、運営と切り離して、引き続き町が責任を持つものというふうに思っております。

それと同時に、私は町のトップとして、行財政運営の責任者として、白石町が健全な財政状況で将来も継続していくように努めてまいる所存でございます。

以上でございます。

○溝上広行議員

もう時間もないので、端的に。

私の立場から言えば、道の駅はもっと稼げるはずだという立場でございます。今よりももっとよくできるはずだということで、それを今後もっといろんな道を探っていたらなと思いき、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○内野さよ子議長

これで溝上広行議員の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は終了しました。

明日も一般質問です。

本日はこれにて散会します。

15時30分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和7年12月8日

白石町議会議長 内野 さよ子

署名議員 前田 弘次郎

署名議員 吉岡 英允

事務局長 中原 賢一